

第二十二回 参議院農林水産委員会會議録第三十号

(四二二)

昭和三十年七月二十日(水曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君
理事 秋山俊一郎君
白波瀬米吉君
三浦 辰雄君
千田 正君

委員

青山 正一君
池田宇右衛門君
大矢半次郎君
重政 庸徳君
田中 啓一君
飯島通次郎君
溝口 三郎君
森 八三三君
龜田 得治君
清澤 俊英君
野澤 勝君
東 隆君
棚橋 小虎君
鈴木 強平君

衆議院議員

川俣 清吉君
鈴木 善幸君

農務大臣 河野 一郎君

政府委員 大藏省主計局長 原 純夫君
農林省農林經濟局長 大坪 藤市君

農林省畜産局長 鹽見友之助君

林野庁長官 柴田 榮君
水産庁長官 前谷 重夫君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
會専門員

説明員

農林省農林經濟局長 和田 正明君
林野庁林政部長 奥原日出男君
水産庁漁政部長 酒折 武弘君
協同組合課長

本日の會議に付した案件

○参考人の出頭に関する件

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○森林法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○福糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査の件(中央卸売市場に関する件)

○委員長(江田三郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

最初に、参考人の出席要求についてお諮りいたします。アズキの取引に関する件について参考人の意見を聴取することとし、その人選その他につきましてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(江田三郎君) 先ほど開会前に委員長、理事打合会の決定について御報告いたしました。本日は、農林漁業金融公庫法改正案、水産業協同組合法改正案、森林法改正案、福糸価格安定法改正案、農業災害補償法改正案につきます。まずこれらの五つの法案について農林大臣に御質疑があれば逐次大臣に御質疑を願うことにいたします。順序をいたしましては、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案から始めていただきます。思いますか、大体途中で大臣が席をはずされまされども、あとからまたお見えになりますから、今日この五つの法案について大臣に御質問がある方は御質疑を願いたいと思います。

○清澤俊英君 議題外になるかもしれませんが、今新潟県、富山の二郡で、何か南洋方面の有毒プランクトンを食べたイカ、サバ、アジその他沿岸漁業の魚を食べると非常に中毒をして、毎日数千人中毒している。そういうような関係上、ほとんど漁業を停止してしまっています。魚屋もそうでありまして、漁民は全く漁業を停止しておるのであります。従って、これに対する何らかの金融措置をとってもらわなければ、秋口になって、いよいよ漁業を開始するとしまして、それまでの間何とも方法がない。大体被害は今日の程度で概算一億ないし二億だということであ

ります。最小限に見ても一億ぐらいと言っておりますが、これに対して何か融資をすることができるとかどうか、やはり特別の融資法でも出さなければだめなものでないか。大臣のお考え方で特別の融資をお願いできるかどうか。

○國務大臣(河野一郎君) ただいまのお話、よくまだ承わっておりませんので、さつそく調査をいたしまして、必要があればむろんそういうことをしないうるにすることが妥当であるといふことであらば、今お話しのように別に法律を作らなくても適当な融資の方法があると思います。必要に応じて善処して参るといふことにいたします。

○委員長(江田三郎君) さつき申した五つの法案に関連のある問題についてお願いいたします。

○千田正君 今度の農林漁業金融公庫法であります。必要な金額の百分の二十を協同組合が貸し付けを受けることを条件として出さなければならぬ、そういう意味においては、まことに協同組合の発展のためにいい方法でありますけれども、現在農業協同組合、あるいは漁業協同組合の環境におきましては、百分の二十という金額は、場合によっては非常に出すのに苦しい財政状態の協同組合が相当あると思ひます。これは、やはりこれを見るとき、優良な協同組合しかこの問題にタッチできないじゃないか、こういうふうに考えられますが、農林大臣はど

ういふふうにお考えになっておられますか。

○國務大臣(河野一郎君) お説のようなことに扱いは方によってはなると思ふのでありますが、確かにその点は特別に考えなければならぬと思つておりますが、何分金融のことでございますから、一方においてはどうしても大事をとります反面、資金がまだ十分でございませぬので、各方面にこれが行き渡たような点も勘案いたしまして、そういうことを考えているのでございませう。しかし御趣旨の点を十分考慮いたしまして、将来組合が自身を力をつけるようにいたしますとともに、これが運用においては今の点に、一部に偏する、優良組合でなければ利用できないといふようなことのないように、考慮していかなければならぬと思つておりますので、今回の措置につきましても運用の上において十分注意していくつもりであります。

○千田正君 私はこの法案の出た理由は、むしろ非常に苦しい農家が、零細な資金もないといふので、協同組合を利用して、国からの融資を利用したい、利用させようといふのが今度の法案の趣旨であらうと思ひるのであります。ところが実際にいましては今申しました通り、ほんとうに借りたところの農村の組合というものは、大体貧弱な人たちが多く、ところが現実においてこういふふうな法案が出るという、優良な組合、できるだけ経済的に楽な組合に参加しているところの農民

でなければ借りられないのじゃないか。ことにこういう傾向は漁業協同組合に非常に多いのでありまして、これはたゞいま農林大臣がおっしゃったお考えはまことにけっこうであります。が、この法案の趣旨というものは、苦しい立場の漁民なり農民なりに對して国がめんどうを見てやろうと、こういうのでありますから、偏在しないような方法をぜひ運用の面において考えていただきたい、これは特にお願しておきます。

もう一点は、今度の問題の中の漁業関係におきまして、合成繊維の網に對するところの貸付でございますが、これは御承知の通り漁業組合に参加している者、あるいは参加しておらない者の中小漁業者の財産の一つであるところの漁網というふうなものは、これは農業で言いますと、サイロその他の施設と同じような性格を持つてゐるのであります。これに對して今度の法案はやはり漁業組合を通じなければ借りられないと、ここに多少の難点があるのじゃないか。これは個人でも借りられるところの門戸を開いてもらいたい。この点に對して農林大臣のお考えをこの際率直に承わつておきたいと思ふのであります。

○國務大臣(河野一郎君) 関係方面と、具体的に申せば大蔵省ともよくその点協議いたしまして、大体大蔵省も了承したやうでありますから、今後は期待に沿ひより運用して参ることができると思ひます。

○清澤俊英君 ただいま千田君のほんとうに金のない人に金を融通してやる方法について、いろいろ御考慮していただける、こういう答弁でありました

ので非常に喜んでおりますが、そこで先般私が本案審議中に、かりに開拓民と同様程度のものが、ある森林へ共同で入つて、そこで事業を開始する場合に共同の施設であるところの林道開発とか、あるいは木炭を運搬するケーブルであるとか、あるいは木炭の貯蔵倉庫とかいうようなものは対象になるが、施設外の炭がまにも資金の回る方法が考えられぬか、炭焼きの炭がまの築造の経費を共同でお借りできないかと、こういう質問をいたしましたところ、大体それよりよろうという御回答があつたが、昨日はそれに対して、これは努力で十分まかなわれて、非常に金のかからぬものであるからそれに要らぬだらう、こういう御答弁があつたやうであります。これについて金融公庫の金が、本質から申しますれば、今千田君が言う通り、實際をいふ場合に資金のない者に資金を与えて生業につかひむる、あるいはより改良をやつて生活の安定をはかるというところが趣旨であるとして参るならば、今現在ごく封建的なシホミですか、そういうふうな仕事を参る前に高利な金を借りて、それが全部高利の対象として取り上げられるというふうな制度が残つてゐるのは炭焼きのごく一部と、北海道あたりの漁民の一部に残つてゐるだけです。こういうものはたゞ自分の努力があるからと申しまして、食わないで仕事はできない、食うだけが一ぱいでありまして、そこへまた資金を投じて炭がまを作れといつてもこれは問題にならない。そういうことを考えてみますならば、一つの組合を作つてそこに自己資金を投資して、それを基本にして、これだけの山でこれだけの仕事をする

ということになりますれば、大体半年後にはこれは回収できるのです。そのくらいのもものはやはり一括して貸していく方針がいいのじゃないかと思ふのですが、私はやはり貸していく方針をとられる方がいいと思ふのですが、そうたくさんあつたらうとは思ひませんが、方針としてはこれはよろうと思つた方が私はいいのじゃないかと思ふのです。それでなければ、大体農業金融公庫法なんという法律がたくさん出て参りますが、これは富農対策であつて決して貧農対策でない、こういうことを言われるので、いま一度あらためて、そういうふうなことがだめだということになるならば、農業金融公庫法の概念に對して、根本の理念は何だ、どうお伺ひしたいのです。

○國務大臣(河野一郎君) 元來この法で金を融通しますのは少し長期にわたるものを大体対象としたい、そうでないものは今の信用部関係、すなわち中の資金でやりたいといふふうに一応きめてゐるわけです。しかしこれはまあ時と場合によるわけでございますから、その事情をよく調べて、一方中金の系統でいくべきものと思ひますところが中金の系統になかなかいきにくいところもあるでございまして、それから、それらは一つその事情事情によりまして、原則としては今申し上げますようにこれらの資金は長期にわたつて経済計画を立てるやうにし、短期なところのものは中金関係でいくといふことに一応はきめてございまして、けれども、その事情によつては、場合々々によつて融通をして、融資しなければいかぬのじゃないかと思ふのであります。これらはまあ根本から乱すわけ

には参りませんけれども、そのときそのときの事情によつて考慮するものは考慮していいのじゃないか、こう思ひますから、その点で一つ御了承願ひたいと思ふのでございまして。

まことに申しかねますが、私実はイギリスの人と二時ちょっと過ぎに会う約束をしてゐるものですから、それを済ましたらすぐ戻りますから、その上で一つ御質問を願ひたいと思ひます。

○野瀧勝君 議事進行について、今農林大臣のお話によりましますと、非常に急いでゐるやうでございまして、けれども、何時から一体どなたにお会いになるのですか。

○國務大臣(河野一郎君) 今度貿易協定に英國を代表して参つておられます代表者と二時十分から会うことになつてゐるわけでありまして。時間をたがえますと工合が悪いものですから、そこで一つそれを済ましたら戻つて参りますから、それからまた一つ……。

○野瀧勝君 では、まだあと十分ばかり時間がありませんね。

○國務大臣(河野一郎君) その前に監經褒章の授与式をかわつてやることになつておりました、その人が待つておりますから、二時から役所の方に戻ることになつておりますから……。

○野瀧勝君 二時までまだ十分あります。あなたの答弁いかんによつて暫時休憩いたします。休憩というか、私の質問はあとに延ばします。

○國務大臣(河野一郎君) もう一ぺん戻つてきますから。

○野瀧勝君 何時ごろか。

○國務大臣(河野一郎君) それが済みましたらすぐ戻ります。一時間あれば

済みますから、三時から三時半の間に戻ります。

○野瀧勝君 それでは農林大臣に先の一つ質問をしておきます。五、六分済みますから。

○國務大臣(河野一郎君) 時間があればよろしくございまして。

○野瀧勝君 この際農林大臣に御質問いたすのであります。先般の衆議院の農林委員会におきまして、水産業協同組合法の一部改正法律案の中で議題に縁遠い建物共済に關し、某氏からの質問があつた、農業協同組合をして共済制度を強化する必要があるはしないかという質問に對して、農林大臣は農業協同組合を中心に一元化する考えを持つておるといふやうに答弁をされておつたのであります。かようなことは事実かどうか、もしかやうなことが事実とするならばそれは斷じて承服することができません。農業災害補償法の問題は、昭和二十二年、私農林委員長當時すでに制定した方針に基いて今日までその精神は一貫されておるのであります。農林大臣が考へてゐるやうに一体どう簡単にできるものではないと思ひます。たぶん農林大臣もさうな意味で言つたのではないと思ひますが、この際參議院の本委員会において正確なる農相の答弁を求める。答弁いかんによつては私は疑義をただしたいと思ふ。特に時間の關係から申し上げておくのであります。農業災害に對しましてはこの事業法に基いて農業共済組合連合会が扱つておるその責任総額は一千三百億に達してゐる。農相は簡単に一元的処理が可能と思ひますか。さらにこの農業共済組合の一部には欠陥があるかもしれませんが、しかしか

りに少し欠陥があるにいたしましたが、農林大臣河野君御承知の通り、農協協同組合などでも協同組合再建整備法によって莫大なる国家がこれに対する助成と育成をしておるじやありませんか。こういう点から見れば先般の、昨年の農業協同組合法一部改正法律案、農業委員会法一部改正法律案の際に本委員会におきましては満場一致をもって両者すなわち農業協同組合と、農業共済組合連合会、この二つの団体がお互いに相談し合つて調節をするために委員会を作り一つの確固たる案を出すことが必要じやないかといふことが本委員会において申し合はれておるのであります。だからかような経緯から見ても私は農林大臣は決して農業協同組合に一元化するというようなことを具体的に申したのではないと思ふのであるが、ただそれも一つの方法だといふ考え方をたまたま衆議院の委員会において発言したと思ふのであるが、その点に対する農林大臣の見解をこの際一つ聞いておいて、その上で私はあなたに対する質問を後刻に譲りたいと思ひます。なおいま一つ申し上げておきますが、農林大臣の答弁にかんづいては質問を継続することをあらかじめ委員長においても御了承願ひたい。さらに問題は特に私今後の質問の材料にいたすのでございますが、農業協同組合がなげ建物の再保険だけに力を入れるのか、一体農業災害補償法はこれは一切の風水害から始まつて農産物の災害を一切網羅したものである。それを農業協同組合はたまたま利権、利益率のあるところの建物の共済だけに力を入れておる、こういう関係われわれ實際要領を得ないのであ

りまして、一体農業協同組合の方は一つの組織法でございませう。共済組合の方は一つの事業法でございませう。いゝば法的内容はすでに事業法の方で整備されております。これは河野氏も御承知のことだと思ひます。でありますし、特に問題は一体金融関係におきましてこの農業協同組合と、この裏づけをなしておるところの、うらはらななしておるところの共済火災との関係について金融関係ないし事情のあり方、特に農協が共済の代理店業務としてのいわゆる金融的措置、たとえば代理店にどのくらいこれを流してやつておるか、あるいはこの金が、戻つてこの掛金としてつた金が農家にどういふふうになつておるか。この経緯に対する資料をすみやかに本委員会に出していただきたい。農林大臣が特に時間をせかれておられますので一言この点だけをお伺ひしておきまして、その答弁にかんづいては私は三時からの質問を続行したいと思ひます。もしその答弁にかんづいては私は私はこの問題はこれで打ち切りたい。特に私が申し上げておくのは、この問題に対する質問をいたさうと思つた際に、たまたま農林委員長に対して農業協同組合の方と共済組合の方との二団体の調節をはかる用意を持っておるから一つ十分御了承願ひたいとの話がありまして、それから、私はまことにけつこうなことだと考へるのです。しかし農林大臣の発言が重大だし、この際農林大臣の発言を聞いた上で一応善処しようといふことになつておりますから、農林大臣の行政下にある二団体が調節に努力しようとする動きのある情勢にあることをあらかじめ了承の上に御答弁を願ひたいのであります。

○國務大臣(河野一郎君) 先般衆議院の農林委員会において私が答弁いたしましたことは、諸般の事情をいろいろ勘案いたしましたして、各方面の意見も十分総合いたしましたして一応答弁をいたしましたのでございませう。しかしその後いろいろ御意見もあるようでございませう。しかし基本的には私が申し上げました通り、今両団体がいろいろ紛糾いたしておられますものをそのままにしておくといふことは決していいことじやない、今お話を通りに委員長その他においてこの両団体が話し合つて解決がつけばこれは最善でございませう。私は決して自分の意思によつてこれを右にする左するといふことは、その間幾ら摩擦があろうともしなければならぬとは思つておりません。同じ農業団体でございませうし、同じ対象とする農家のことでございませうから、これが話し合ひの上で結論を得れば一番好ましいことだと思ふのであります。しかしその話し合ひがつかず、両方からいろいろ農林省に願書等が出て参りまして、いつまでもこれをそのまま放擲しておきましますことは結局これは農村のためにならぬこととございませう。この適当な時期にこれに終止符を打たなければならぬと思つておるのでございませうから、せつかくこの問題に深くお関心を持っておられ、また御研究しておられる各位の御協力を願ひます。すみやかに問題の解決をすることを念願してやみません。今野澤さんからいろいろお話がございしましたが、それらの点につきましても十分考慮いたしましてすみやかに解決をいたしたいと思つておる次第でございませう。

○野澤勝君 すみやかに解決したいと思ふといふことは、せつかく両団体が調節のために両委員長を入れまして、この間におけるところの努力をするといふことに對しまして、今大臣の答弁は、それに大いに期待する。特にしかしいつまでもあれしておくわけにいかぬからその点については一つなるべく早い期間に何とかしたいと思ふのでございませうが、しかしこの両団体が両者あわせて調節をするという努力をしておるといふ点があるいは長期に続くといへどもそれはやはり千五百億からの責任額であり、片方は四百億からの責任額ですから大きな影響があるのでございませうから、やはりしばらくこの両団体の調節を、成り行きを一つ見ておいていただいて、こういうことについては間違ひないやうにやつていただきたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郎君) それは、今お話のあります通りいつまでに話がつかなければどうしようといふことを申すのはございませう。私たちといひましたし、なるべく早く皆様方の御協力によつて問題が円満に解決することが一番好ましいこととございませう。あまりこれがながながしておきますと、やっぱり一方において弊害もありましますから、どうかせつかく一つ御協力を願ひます。すみやかに問題の解決するやうに御心配願ひれば一番望ましいことだと思ふ次第でございませう。

○委員長(江田三郎君) 農林大臣は先ほどお話のやうに、やむを得ない用事があるやうでございませうから、終つたらまたこちらへ来ていただくことにいたしましたして、次の議事に移ります。

○委員長(江田三郎君) それでは森林法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本法律案については、七月十五日の委員会において提案理由の説明を聞いたのでありまして、本日は法律案の内容その他参考事項に関する説明を聞いて、續いて質疑に入ります。……別に参考事項もないやうでございませうから、御質疑がありましたらお願いいたします。

○清澤俊英君 川俣さんはこれの筆頭の提出者になつてゐるのだが、僕はどうも不満なんだ、と申します。……は、大体前の方にいろいろ条件がありますが、役員を選定を総会外において選挙することができるとか、あるいは投票を省略して役員を選ぶことができる、とか、こういうような改正がいろいろあると同時に、先般の説明では、これらの改正をしなければならぬ理由が農村における現実を中心にして、こういう御説明なんです。なるほどあなたがたのおっしゃる通り、現実はそのやう、まだ山岡部におきましては非常な封建性が残つておまして、従つて一般農民は意識的にこれに参加することゝ怠つておる、また一方はこれに参加することをなるべく拒否するといふやうな方針がまだとられてゐる、これはあなたよく御承知の通りであります。してみますならば、前の、民主的な役員選出等の方法を前の通りにしておいて、しかもそういう間違つた方向が存在するならば、これを指導教育するといふので国から補助をもらつて中央農業会等ができたはずで、それがなぜ教育していかんか、こういうことになつておる。そういうものを作つてお

○政府委員(柴田榮君) ただいま川俣

先生から御説明いただきました通り、今回の改正では、従来の役員選任、その他に對する取扱いとあわせて、町村合併促進に伴う実情に應じて最小限度の、特に内容を変更しない、実行上の問題から改正をお願いいたして、次第でありまして、根本的な問題といたしましては、あるいは規模の問題、さらにその規模に伴います森林経営の私益性、公益性等もあわせ勘案いたしまして、近将来に森林法の相当大改正を必要といたす、こういう想定はいたして、ただいま検討を進めておりますので、さしあたりの問題として、取扱い上の処理という妥当性のために改正を願うというだけ、こういうことに御了承願っておきたいと、こう思っております。

○三浦康雄君 だんだんこの法律とい

うものは、単なる町村合併等を機会に、現在の小さな森林組合というものを合併、集約することによって、新しい森林組合と申しますか、森林組合が活動しやすくなるような一つの要素を、この際手続上作るというだけだというお話でありまして、この点は私も承知するのですが、そこでお聞きしたいのは、こういう森林組合と申しますか、日本の森林は御承知の通りに五反歩以下というのが非常に多い。一町歩以下で、もうすでに所有の九〇何％というのは占められているという零細であります。従って統計的に調べてみても、また実地の、従来の調査を見ましても、努力町村等について、事実調査をした結果を見ましても、非常にこの経済行為というものをする場合、森林の

経営をめぐっての経済行為をする場合

というのは、きわめて頻度が少ないのでありますから、一町歩以下の所有者だけをとりて山をいじるといふ機会を統計的に見れば、二十五年か何かに一ぺんいじるくらいのものであります。ようやく五町歩以上の所有者のものにして、初めて連年何かしらいじるといふことが、進んだ林業地においても、初めてその林業地に出てくるといふたような、非常に経済行為と申しますか、森林をいじる機会というものが非常に少い。その中において、小さい森林組合を持つていこうことは、これはますます森林組合は伸びて行かないので、ある程度大きくしなければならぬというところ、これはもう自明の理になつていけるわけでありまして、そこで、私がお聞きしたいのは、この、こういった手続の改正の機会に、さらに、単なる町村合併による地域の森林組合を拡大するというところでなくて、もう少しいわゆる自立のできるような、技術員なども置くような、あるいはその事務なども専門してとつていく人を置くような規模にまで拡大していく。現在森林法だと森林計画区ですか、とにかく日本の中を三、四、五百に分けていこうとありますが、少くともあのくらいのとこにしなければならぬ。私はさらにいへば流域単位にさしていく程度のもので、これは今日強制というわけではございませんが、御指導としては、することによって、初めて私は組合というもので地につけてくるし、組合自身の活動というものを、個々の人たちの経済行為の機会というものは依然として頻度が少くても、その組合の中に包含されている地域の活

動としては、その分量がある程度まと

まることによつてやつていけるのだ、こういうふうにして思っているのですが、そういうふうには、こういった手続を改正する機会に、他の森林法の改正をしなればならぬ幾多の点もあつて、こういう機会に一応の目標といひますか、構想を描きながら御指導になる気持があられるかどうかということ、さらにはいよいよ再建整備をこの組合にもしようとしておられるのでありますから、一つ再建整備についての森林組合関係の現在の段階とお見通しの関係ですね、これをあわせて一つお聞きしたい。二点です。

○衆議院議員(川俣清雪君) 前段の分

については私から答弁申し上げたい。後段の部分は林野当局から御説明願うことにいたします。三浦さんのお話の通り、経済行為を主体に森林組合の組織を考えた場合におきましては、非常に行政区域とかけ離れて、森林の所有自体から、または流域的な広域的な経済行為を行うに必要な区域というようないものが主体に考えられるわけですが、今の行政面において、なお活躍しなければならぬ仕事が残されておるような日本の現状におきましては、行政区域から離れた組織というよりなこともかなり煩瑣になるのじやないかと思ひます。面積の関係、範囲が大きくなることは望ましいにいたして、今、今の町村合併の状態から見まして、急にそこまでいくことが必ずしも混乱なしに運営ができるというわけにもいかぬやうであります。将来の改正の場合におきましては、重要な問題としてこれを考へていかなければならない、こう考へております。後段に

つきましては林野当局から説明させま

す。それから森林組合の再建整備の関係でございますが、実は再建整備法によりまして再建整備は本年度をもって完了するわけでありまして、今後の町村合併に伴ひまして合併整備される組合に對しまして今直ちに再建整備ということは実は方法もありませんし、考へてはいないといふことを申し上げざるを得ないのでございます。

○三浦康雄君 今再建整備の問題です

が、実は現在の府県単位の県連段階における整備は、このような大きな単位の団体の合併による問題とこれは並行して行く場合、この合併促進を急がなければならぬ、おそろくこの法律を、各合併されている町村あたりは待つていこうといひていい手続だと思ひます。従つてこれを出せばすぐこの問題にもかかる、一方においてまた県単位の県連の再建整備というものの期限があるものですかこれにかかる、そこで一段とあなたの方としては国の指導の立場から言へば御指導をさらにされるのだと思ひますが、今年あたりこの県連段階として整備をし得る府県というものがどのくらいのお見込みを持っておるか、できれば多い方がいいに思ひます。少くともこれくらいはしたいという数字目標もあらうと思ひますが、その点をお聞きしたい。

○政府委員(柴田榮君) お答えいたし

たいと存じますが、お話の通りに町村合併に伴ひます従来の小さな単位の大体町村単位でございますが、組合を統合いたしまして比較的合理的な経営の可能な単位に進めて行くという意味におきまして、極力町村合併に伴ひまして森林組合も統合を促進いたしたいという考へで指導を進めて参るつもりで

おりますが、これをあわせまして県連の整備促進の問題にも関連いたし、かつ整備促進にも役立つというところは当然でございますので、それらとあわせましてたゞいま相談をいたしてありますのは、約七、八の県が整備促進で実際に御相談できると、こういう見込みでございまして、すでにまあ着手いたしているところもございします。今年、あるいは来年を通じて単位組合の再建整備は一応終了いたしましたので、連合会の整備促進を進めるといふ考えで目下指導を続けているという次第でございます。

○三浦康雄君 最後の一つ、さっきの農林漁業金融公庫法にも関連するわけでありまして、この森林組合は例の伐採調整資金という貸し出しについてある一般の事務を担当しているようにありますが、この伐採調整資金というのは説明するまでもなく、山を自分で持っている、そしてその山をどうしても金にかねなければその所有者の不時の金に困るために切るか、あるいは足元を見られてたゞのように売ってしまったといったような、換金の縁遠い山林でありますためにそういう制度が救済の道としてできている。昔から山持ちをいなかへ行つて見ますというのと、わずかの金を貸したことによつて人がせつかく植えた山林を自分の所有に変えて、今じゃ大山持ちになつていゝるなんという例は過去にすいぶんある、そういうふうな実情からして、そういうことを防ぐためにあゝ伐採調整資金ができてゐるわけでありまして、ところでこの伐採調整資金は、現在政府が森林法というのをお作りになつて、そしてその地方々々

で、松ならば松は四十五年前に丸坊主に切つてはいけな、あるいは杉は五十年前に丸坊主に切つちやいけな、こういうことをきめ、そしてもう一つは、それよりも少し下の段階で、たとえば松ならば二十年過ぎればそろそろ抜き切りをしていいのだからこれについては許可を受けろ、あるいは杉については二十五年たてば許可を受けろ、許可を受ければともかく利用のできる年令に達したのだからその場合は許可と、こういう二段立で、おやりになつてゐるんですが、その森林組合が一部の事務を担当している伐採調整資金の貸し出しは、現在の運用を見ておられますと、その地域内において、森林区の中において利用間伐をしようという許可を受けてその許可が受けられるという範囲内、つまりその森林区の中でこのくらは間伐はしていいのだというおのづから出てくる計算の数量がありますが、その数量内は許可をして、自分で間伐をして金にかねばいいじゃないか、こういう形、もう許可量が一ぱいになつちやうて許可はできないといったときにおいて初めて伐採調整資金というものを貸し出すという運用が多くなつてゐるようでありまして、ところが公庫法の業務方法書を見てもそういうことはいつてないのです。業務方法書を簡単に読んでみると、その「伐採調整資金」にあつては、その貸付金の限度は貸付に係る森林の立木で都道府県知事が定める利用伐期令級に属するもののうち、適正伐期令級に達しないものの評価額とし、森林所有者一人に付年三十万円以内とする。但し、その者が適正伐期令級以上の令級に属する普通林立木又は森林

法第十六条の規定により伐採の許可を受けている立木を所有するときは、これらの立木の評価額の合計を三十万円から控除した額を限度とする」といつて別段その地域森林区中のものが一ぱいになつちやうてどうにもこうにも切れとはいへないという場合だけ出すというところが運用の実態のようでありまして、一応は私もわからぬわけではあります。今度の自作農創設特別措置法といつたような、自作農の維持のために、あるいはその安定のためにするところの農地の買取等のために金をかけるというところまできた今日の段階としては、私はその森林区の中で所有者には無関係に、ただ總量的にその森林区の中の人たちの伐採許可額といふものがあらかじめ計算された許しといふという量に達するまでは貸し出しはしないのだという總括的に見てそういうことで押えて、個人といふものには全然関係のないといふあの運用の行き方といふものについて私はこの際としては再考を要するのじゃないか、か。でありますので、今の伐採調整資金といふものが昨年の二十一億から今年の十八億になつてしまつて、借り手あまたであつてどうしても仕方がないからそういうたいわば窮屈な運用をしてゐるという御答弁があらうと思つてゐるが、私は運用としてはそういうことにやむを得ずするのはこれは仕方がないとしても、原則としてはその地域全体のバランスの問題と個人の金が必要であるという問題との関係はおのづからまた違ふと思つてゐます。今度の森林法を制定されて、農林省としてもその森林法の趣旨を十分徹底するように御努力のようではあります。また実

はなかなかそこまで徹底をしてゐるとは限らない。そこでお複雑な事情があります。その問題はこれは別にしても、理屈からいつてもその森林地区の中の計算された間伐してもいい量といふものをここに数字的にいいます。か、机上で出して、そして、一方ここに借りなければならぬ、急に用ができたといふのに、そして、充つてしまふといつたような足元を見られるようなその人たちに對して、まだ許せば許せる範囲といふものがあるのだから、お前さん伐採調整資金といふものは貸さないよといふことは、私は森林法といふものが一番森林として経済的な年令までその植えた人たちに持たしていきたい、また途中で切る場合にはできるだけその植えた人たちの期待に反しないような形で切らせるなり、維持していきたいといふ森林法の趣旨からいへば私はおかしいと思つてゐる。私はこの点はちよいとこから見ると経済局長もおられるのですから、その点はぜひ一つ運用の方式を拡大してといひます。少し窮屈さをおかしていただく。私はさつき農林大臣にこの問題は聞こうと思つたのですけれども、あまり中のことまで御存じないだらうと思つて、自作農創設についてはいろいろ問題が多いからあゝいつた措置まで、二十万円できようとするわけですから、林業はいち早くこういう措置をとつてきた、とつてきたけれどもあまりに実情に合わない。それは原資が少いという事情もあります。ありますけれども、しかしあまりに機械的すぎないか。自作農創設のようにな、あゝ制度ができる機会に、こ

の運用といふものは再検討されていいのじゃないかと思つてゐます。おそろく提案者の川俣さんは御賛成だと思つてゐます。もちろん当然だと思つてゐます。一つ経済局長からなり林野庁の方からお答えを願ひたい。特に私は経済局長からもお答えを願ひたい。

○衆議院議員(川俣清雪君) この点は三浦さんのお説と全く同感でございます。今日公益上の必要から幼令樹の伐採を個人の意思に反して制限をいたしておりますゆえの本質から行きまして、また個人所有であるとはいひながら日本の資源の適正な発展を期する上から行きまして、国の利益と一致させるために個人の意思を制限をして行きたいといふのがこの趣旨でございます。ですから、できるだけその趣旨に従ひまして予算の裏づけが適正に行われることによつて初めてこの目的が達成できると思つてゐるが、現状のように予算の総ワクの上から、原資の不足からいたしまして、いろいろ机上的な計算をせざるを得ないような結果になつたことはまことに遺憾でございます。から、一つ三浦さんから農林大臣に強く要望されて、当委員会が、三浦さんの御趣旨の通りに、予算でも裏づけできるように御助力願ひすれば非常に仕合せだと思ひます。

○政府委員(柴田肇君) ただいま川俣先生からお答えいただきましたと全く同じ考え方を持つてゐるわけでございますが、まあ第一段といたしまして、あくまで森林法によりまして伐採を規制する、所有権を制限しても森林法を守つていただかなければならぬという場合に、生活資金にも事欠くという場合に、伐採調整資金によつてこれを救

うということ、これは伐調資金について本質だと思っておりますので、何としてもそれを主体として運営すべきものである、かように考えておりますが、後段先生の御指摘のように森林法を守らせるという問題も、最も適正に経済的に山を維持する、各所有者が経済的に運営できるようにするために、あるいは金融措置を考へるということ、これは金に必要なることであるというふうには考へるわけでございますが、これは一面におきまして、担保金融の性格が非常に強く出て参る問題でございます。別途に考へせらるべき問題ではないか、かようにまあ考へておきますので、経済局等との関連におきましてはそれらの点も今後相談をしまして、まあ何と申しましても資金の増大という問題の見通しがつかないれば、実はなかなか妥当であつても目的を達しない問題でございますので、さやうな線で今後努力をいたして参るということにいたしたいと存する次第でございます。

○政府委員(大坪藤市君) 伐採調整資金の問題につきましては、ただいま川俣先生並びに林野庁長官から御答弁した通りでございます。

御承知のように、森林法によりまして、森林の重要性にかんがみまして個人の所有権を制限する次第でありますので、公庫といたしましてでもできるだけ一つそういうような森林所有者の意思に反しまして伐採を制限された者の生活資金はめんどろを見たい、かように考へておられるのでございますが、何せ毎年々々相当農林漁業関係は非常に各項目とも重要な施設ばかりであるのであります。反面資金総額が非常に少

いというふうな関係もあるものでございまして、私もどうもいたしましては資金総額をできるだけ多く獲得する、その上で伐調資金の方もそれに応じましてワケを多くしまして森林所有者に迷惑のかからないような措置を今後とも努力していきたいと考へております。

○三浦展雄君 経済局長は、公庫関係もいづゆる何と言いますか、御監督の立場ですからお聞きするのですけれども、それは資金源というものをふやさなければならぬというところはこれは当然と言いますか、希望するところなんですが、たとえば本年の十八億、去年の二十一億にしましてはもうなんですね、伐採調整資金、これはもう担保金融の一つです。森林に対する担保金融の一端、一つなんです。そこで伐採調整資金を借りようとする場合は、その借りようとする人の属する森林区の中の利用間伐をしてよろしいという計算された数量、地区として計算された数量のワケまで切りやいいんだから貸さない、そこまでは許可できるのだから貸さないのだと、こう言っているのです。そして個人には直接関係ないので、すなわち。その地区の林力から見て、そして抜き切りをしていいという総量が出来ますので、その出た数量に満ちるまでは金を貸してくれと言つても、それは切つたらいいじゃないかと、こういうことで、伐採調整資金、つまり担保金融というものを適用してきれないわけなんです。そしてそれが一ぱいになつて、許可数量が一ぱいになつた後になつて、許可数量が一ぱいになつた後になつて、まさかみずから法律を破るわけにはいかないから、それじゃ貸さうといつて、まあしつぽお貸しになるわけなんです。私はそこ

にどうも担保金融とは言ふけれども、全く最小限度しつぽやむにやまれないためにあれが運用されているというところであつて、進んで森林をよくしてやろう、進んで森林の所有者に損をかけまいといったような、あるいは不便をかけまいといったような親切心というものが私はきわめて乏しいと思ふのです。どうせそれだけの価値、それ以上の価値のあるものを担保にして出すんだから、私は今の自作農創設の維持のために、あるいは安定拡充のために貸し出しという制度ができるような機会にさういったしつぽやむを得ないから、法律はみずから破るわけにはいかないからといった程度のきわめて消極的な態度でなくて、考へ方としてはそれを切るのには惜しいじゃないか、それを切るのには惜しいのだからそれだけの値打のあるものなら、今の現行法で言へば三十万円貸すから、もう少し切らないでもらいたい、こういう親切があつて初めて森林というものが私はよくなつていくように思ふのです。そのところを私は一つ経済局長から考へ方というものを聞きたい。こういうこととす。

○政府委員(大坪藤市君) ただいま利用間伐の可能な数量の範囲を越えるものだけのみ融資の対象として、それ以内のものはこれを認めないというふうなことは不親切じゃないか、こういう御意見であります。まことにその点は御意見の通りかと思ふのであります。ただ御承知のように、資金ワケが非常に少ないのと、もう一つは森林法の建前といたしまして、とにかく個人の意思に違反して伐採を制限をする、この場合に、どうしても政府としても最

低限のめんどろを見なくちゃならぬ、こういうふうな二つの建前に立つているのであります。いわゆる個人の意思によりまして切ることが可能であるというものについて、ただいま可能であるが、ただいま切つた場合にはそれが非常に不経済である、こういうふうな自由意思のもとに立つていけるものにまで範囲を拡張するということになります。すると、そこに相当資金を全体の問題といたしまして、非常に大きくせなくちゃならぬという問題があるのでございます。もちろん御意見の点は私どももいたしましては、いわゆる適正伐則令の時代利用の限度だけであつては、もう御意見の点もごもつとも思ふ点もございまして、今後とも資金増大が可能になりました場合に一つ研究いたしたい、かように考へるわけでありませう。

○三浦展雄君 それはあなたが資金が可能になりましたと言つても、資金の運営はどうなつていふんです。二十億から二十一億になり十八億、そして一方においては農山村の経済はだんだんと困つていふ。森林所有者の九割九分までみんな農民じゃありませんか。それをさういふ考へ方であるから私はその一体資金源というものは毎年毎年少くなつてくるのだと思ふ。私は今のようになつてくると、考へ方というものは、資金源が少いときは、やむを得ないからさういふような運用をしなればならぬことは承知してくれ、しかしか考へ方としては、私の希望しているように、また大方の人たちが希望しているような方向にみずから私は農林省もいつてもらわなければいかぬ。こう

いうことを言つていふんです。どうですか、さういふ考へ方は。

○政府委員(大坪藤市君) 御意見の点はごもつともだと思ひます。今後さうな点につきましては、十分一つ林野庁とも相談の上検討をいたしましてやつて参りたい、かように考へております。

○亀田得治君 簡単にしてくれと言つてから一つ簡単に聞きますがね、百二十三条のこの第六項を削除する、こつなつておるのですが、これはどういふ意味でこつなつていふにされたわけでしょう。第六項を削除してしまつても、百十条によつてやはり総会は開かなければならぬことになつていふわけですが、その点の關係はどうなりましようか。

○衆議院議員(川俣清吉君) ちょっと失礼ですが、もう一度……。

○亀田得治君 百二十三条の第六項です。総代がある場合でもこの総会を開かなければならぬ、こつなつていふに現行法はなつていふわけですね、それをこの改正法では削除する、こつなつておるわけですね。それだけを見ますと、総代がある場合には総会にかつて森林組合の経営を進めていくことが出来るように感ずるわけですが、ところが現行法の百十条では総会は、年に一回通常総会は必ず開かなければならぬこと。一方の規定ではないわけなんです。だからその両方の条文が矛盾するように感ずるのでありますが、改正法の考へでは総会にかつて総代だけでやつてもいい、さういふ考へでしよう。さうでしよう。

○衆議院議員(川俣清吉君) さうです。

○龜田得治君 ところが、もしそうするのであれば、森林法の第百十条自身を改正しなせぬと、こういうことはできないわけですよ。森林法の第百十条の第一項には理事は必ず年に一回定期総会を開かなければならないと義務づけられておるわけなんです、だから第百十条の第一項をも改正するということとが前提になって初めてこういうことがまた出てくるわけですね、百二十三条のような改正というものが。

○説明員(奥原日出男君) 百二十三条第五項によりまして、総代会には總會に関する規定が準用されることに相なるわけであり、従いまして組合の通常の業務の運営に關しましては、特別決議事項を除くほかは總代会が組合の議決機関として活動し得るということに相なるわけであり、

○龜田得治君 ところが、その点はこちらんわかるのですが、この百二十三条の第六項、私が言っているのは第五項じゃなしに第六項なんです、第六項を削除された趣旨は、總代会で總會にかわつてやつていけばいいのだ、めんどろくさいから、そういう趣旨のようだが、もしそういうことをしようとするのであれば、百十条自身の条文とこれが矛盾するわけです。百十条は明らかに優先的に理事に対して年一回通常總會招集の義務を負わしているわけなんです。だから百十条も条文を変えろのだというのならわかりますがね。もしそれならこの一部改正はその条文の改正も入つてこねと非常におかしいと思うのがね。元来百二十三条の第六項というのはこれは訓示的な規定だと思ふのです。

○衆議院議員(川俣清君) それは必ずしも總代会ができるとは見られない運営の仕方もあるわけであり、またたえは總代会の権限の中に、役員を選挙し、または選任、または總代会を選挙するよう、あるいは設立委員を選任し、または百二十一条の事項について議決することが總代会でできないのでありますから、總會でやらなければならぬ事項があるわけであり、全部が總代会でやつていいということにはならないわけですから、残しておかなければならぬじゃないかと、いふふに私どもは考へるわけですが、なお不十分であれば事務局から……

○龜田得治君 もしそういうことなら、百二十三条というものは現行法のまま残しておいてもいいじゃないかと思ふのですが、やはりこういうものを削るということは總會というものを……やはり大体百二十三条の六項というものはあつてもなくてもいいのです。元来が百十条さえあればこれは必ず總會があるわけですから、しかしこれがあつていいのは、ややもすると總代会というものがあつて總會が軽く見られちゃいかん。たとえ總代会をいふふにやるのだと、これは一種の訓示的な規定だと思ふ。だから私は先ほど清澤さんが、どうも森林組合の事情からいふと、便宜上こういうふうな改正もいいかもしれないが、しかし民主化に対する逆行という点を清澤さんが心配されて質問されておる。私はやはりこの提案の意味全体はわかるのです、わざわざ現行法で總會は尊重しな

ければならぬのだというふうな気持ちから、この訓示的な第六項というものを置いてあるのだから、私はこれはこのままやはり置いておいた方がいいじゃないか、その方が百十条との関連性もつくように思ふのです、つり合ひがとれる。

○説明員(奥原日出男君) 百二十三条第六項を存置いたしておきますと、總代会が作られた場合において、通常總會を招集しなければならぬ、このように拘束を法律の義務として施設組合は負ふことに相なるのであります。で、むしろ百十条の理事は「毎事業年度一回通常總會を招集しなければならぬ」という理事に対する訓示規定をここに置いておきますと、そうしてこの百二十三条の第五項によりまして「總代会には、總會に関する規定を準用する。」というので、理事が總代会を招集すればこの百二十三条は第五項の読みかえによつて百十条の訓示規定による拘束をも充足したと、こ

ういふふうな規定に就んだ方が適當なんでしょうないか、かように考へます。
○龜田得治君 それは大へんな間違ひですよ。百十条の規定は訓示規定でも何でもありません、これは義務規定なんです、理事の……これはこの会社に行つたつて皆そうです。普通の会社法を見たらつてこれははつきりとした義務規定なんです。で、第百二十三条の六項というのは、總代会によつて總會を軽んずることがないように、念のためにこれは言うておるだけなんです。だからあなたのその説明はまるきりそれは通りませんよ。だからこの点は私は結論としては、ぜひそういうふうな妙な解釈

があるおそれもあるのなら、なおさら百二十三条の六項、これは一つ存置するのによつてほしいと思ふのです。ほかの点は、まあ川俣さんの御趣旨は十分事情に即して善意に解釈しておるわけですが、置いておいても差しつかえないと思ふのですが、どうですか川俣さん、どうせ開かなければならぬのですから、百十条によつて開かぬというわけにいかぬのですよ。もし開かぬでいいという趣旨でこの百二十三条六項をとるのなら、百十条自身をこれは改正しなければだめです。しかしこれは普通の理事と總會との關係からいって、これはちよつとおかしい改正になりますよ。

○委員長(江田三郎君) ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記をつけ

○清澤俊英君 私は私ほどの提案説明の第二点のところであつて、「これはまた実体から遊離する事態が生じておきますので、この際百三条及び百五条を改正し、投票による選挙のほか、選任制をも認めることとし」ということに重点を置いてお伺ひしたので、ところが川俣さんは、大体百五条の三項の總會外においても選挙することができる、だから差しつかえないじゃないか、選挙をやるのだから差しつかえないと、こゝ言われておるが、私は選任理事の点が、選任ということになり、結局すればこゝいう二つの者が立つたことすれば、今の実情からいへば、言われる通り、全部選任制になる。それだつたら全く民主化を阻害してだんだん逆行していく形がとら

れる。私はただ単に森林法自身の選挙実体を言つてゐるのじゃないですよ。現実は今封建性が残つてゐる、そして農村で一番問題を起してゐるのはこの山間地帯なんです。あるいは新炭山に入れないとか、あるいは下草を刈らせぬとか、それから新炭林の払い下げについて、小作料までうしろから持つてこいとかといつて、農地改革の本質を逆行せしめておるものはこの精神なんです。それになせこゝいうことをするの

かといふのです。それが聞きたいのです。しかもこれを見ますと、われわれの同志がそくそくと賛成しておるところを見ると、はなはだもつてどうもこれは納得できない。私は全く納得できない。常にそういうことを叫んでゐる人が、なぜ賛成するんだ。さうに思つて、いつでもものやり方があやふやでいけぬ。これを通すにしましても、きょうこれだけはつきりさせて下さい。
○衆議院議員(川俣清君) 清澤さんの御心配の点は私ももうなすけるわけであり、總体的から言ひまして、選挙制を本則とするのは何ら異存のないところでありまして、この改正案につきましても、原則的には選挙制を骨子としておるのでありまして、例外的にただ總會の席上で定款を決定し、定款で選任するという規定ができ、た場合に適用せるといふふうな、範圍をできるだけ縮小したしておるわけであり、と申しますのは、実際の森林組合は、実は非常に有力な活発な経済行為を営んでおられます。森林組合もございますけれども、一面においては、なかなか總會をやりましても流会々々というふうなことで、規定の

近江の國に於ては、我々が

おまゝでございませうか

三十トン以上の漁船に乗り組

が農と漁業を兼業いたしております

むしろこの法律改正をやるときに明確にしておくことがよいと思いますので、そういうような構想についてお聞きをいただきたいと思います。

それから後段の方は提案者から御説明、御回答がございましたことで大体了解いたしました。私ども水産業に対して国が災害の補償制度を持つておられぬことは非常に遺憾に思っております。一刻も早くそういうような制度を確立せねばならぬ。しかし農業とは非常に趣きを異にしておりますから、その具体的な内容をどういうふうに持つて行くかということの調査なり研究に、相当な困難があることもよくわかります。しかしながらそういう研究が完了いたしましたして、強制加入の建前のもとに国が直接乗り出して、もちろん漁民もある程度の負担は伴うとは思

ますが、漁業災害補償のような制度が樹立せられて、しかもそれは強制加入の制度をとるという場合には、現在ここに考えて進んで行こうとしたしております共済会は、その仕事等は別個に分離をして、団体も別の団体でやるということをお考えになっておるといふことを承してよろしいのかどうか。その辺をもう一ぺんはつきりお答えを願いたい。

○衆議院議員（鈴木善幸君）　ただいま森さんからお尋ねの通りであります。国が漁業共済等を強制加入の制度で国の手厚い助成のもとにそれを全面的にやるという場合は、その国の指定したところの団体に全面的に漁業共済をやっただねまして、この共済会は別途の残された仕事をやる。こういうことは差しつかえないと思います。

○政府委員(大坪藤市君) 建物の共済の問題につきましては、いろいろ今後の発展過程におきましては、ただいまの御心配のようなことも起きて参ると想像されますので、これの起らないようにあらかじめ一定の基準等を、水産庁とよく相談いたしましてこれに対処したい。かように考えております。

○説明員(酒折武弘君) お説の通り、問題の起らないように事前に措置をとりたいと考えております。そのために共済規程の認可に当りまして、例えば保険料率のきめ方、そういうことにつきまして経済局とよく連絡をとりまして事前に問題の起らないようにいたしたい。同時に運営自体におきまして、これは現在全国一本の共済会です。指導をやりやすいので、十分にそういう問題が起らないように努力をしたかと思っております。

○東隆君 今問題になっておるのですが、農林大臣もお見えになりましたから、大へんいい機会でありますから伺います。ただいままでのお話では、結局農業災害補償法に關係したような部面のものも農業協同組合にやらせる。こういうふうにお話しになっておるのではありません。そこで、私はやはりこの場合に問題になっておるのは、この法律の改正によってやるのは家屋共済とそれから生命共済のこの二つが中心ではないか。それで、それ以外のものはまず漁業協同組合ではなかなかやれないものじゃないか。こういうふうにかやります。そこで、われわれとしてはやはり農業災害補償法に相当するところの漁業災害補償法をこれは急速に作り上げべきであると思ふのです。そうし

てそれは強制加入という形によってやるべきではないかと、こう考えます。これは漁業の種類が非常に多くてやりづらい、こういうふうにお答えになると思いますが、しかししたとせば沿岸漁業をとってこれを対象にして考えれば、私は可能だと思ふのです。それを沖合漁業あるいは遠洋漁業その他の企業的な漁業なんかも含めてやることは、これは非常に困難です。浅海漁業あるいは沿岸漁業と、こういうふうな範囲を限定すれば、当然農業災害補償法というふうなもの成立が可能になる。これによって漁業に對するところの社会保障ができると思ふのです。それで、今の家屋共済、あるいは生命共済というふうなものは、これは保険事業に關連してそのベースに十分に乗り得る言ひと語弊がありますけれども、これに加入することによって信用限度を高めるといふこともできますし、従つてこれは金融面に非常な關係があるわけですから、従つてこういうふうなものは漁業協同組合が十分に取上げて、そうしてやうて行くことがいいのであつて、漁獲共済というふうな面は、これは農業災害補償法というふうなものを急速に作り上げて行くべきではないか。こういう考え方を。

それからその面では非常に問題をぼやかしておるのは、これはやはり漁業協同組合共済会という形でもってこの仕事を始められておる。これは私はやはり事業の中に共済事業をやることのできる規定をされて、それによって仕事をやられた方がかえつていいんじゃないか、こういうふうな感じを抱いておられますが、この共済会という形

のものを今までやっておりましたが、それをおとりにしたのだらうとは思いますが、共済会というものを特に今日お用いになった理由ですね、農業協同組合のやり方と違つておる、そうしてそのことによつて問題をはらんでおるわけですから、そこを明らかにしたい。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 東さんの前段の漁業共済あるいは漁獲共済のようなのは、これは政府の強制加入を前提とした制度によつて、国の保護助成のもとにやるべきじゃないかという御趣旨は、全然私も同感であります。ぜひ一日も早くそういう制度が実現することを私は念願をいたしておるわけでありまして、ただ、この問題につきましては、先ほど申し上げましたような事情から、政府は昨年からわずかな事柄から、調査費を計上いたしまして、鋭意調査検討を続けておられます。しかし漁業の場合は農業の場合よりも非常にその業態、漁業の種類その他懸念が千差万別でありまして、相当の時日をこの調査に要するのではなか、こう考えておるわけでありま

す。ただ私もがそういう制度が生まれます前に、なぜ漁業組合の系統団体が作つておるところのこの共済会が本来政府がやるべき仕事を、共済の形でやらなければいかぬかという問題であります。これは東さんも御承知の通り私は沿岸漁業の安定、発展のためには沿岸漁業の安定、発展の民主化のために、漁業協同組合の自営あるいは漁業生産組合による漁業者の共同経営というものを推進して行くのでなければ、沿岸漁業の安定、発展はあり得

ない、漁業者の生活の安定はない、こう考えているわけでありまして、今漁業協同組合の自営等が各地で、定置でありますとか、まき網でありますとか、そういうもので行われておるのであります。これらもせつ々しく育てて行きたいと考えております。この組合の共同事業、自営の漁業が、何らかういふ共済のようないふことがありませうために、一ぺん不漁等に際会いたしますと、あるいは漁具等を流失いたしますと、再び立ちあつたわづらうな打撃をこう受けます。そういうようなことから、漁業協同組合の自営なり、生産組合の漁業というものが伸び悩んでいて、常に凶漁等の危険にさらされて、これは一日も早くこういう制度によつて裏づけされなければいかぬ、こう考えているわけでありまして、従つて東さんの御指摘になりますように、国家の根本的な制度が確立することの一日も早くこれを急願し

つつ、それができまでの間、とりあえず漁業協同組合の系統団体が作つておられますこの共済会で、協同組合の自営でありますとか、あるいは漁業生産組合でやつておられますところの漁業でありますとか、あるいは漁業組合の共同販売が確立に行われている組合に限定をいたしましてこれをやって参る、こういう考え方をあります。そうして政府の根本的な制度が確立いたしますれば、本来これはその方がベターでありますから、この共済事業としての仕事は、その面はやめて行きたい、こういふ考え方をあります。

それから一番最後のお等ねでございますが、これは東さんも御承知のように、漁業協同組合は、農業の場合より

もなお規模が小さく、経済基盤も弱い、こういう実態であります。そういう単協が個々に共済事業を行うということは困難でもございまして、むしろこれは個々の単協が行うべきところの共済事業を、系統団体一本の、全国を地区とした共済会である、これは参議院が昭和二十九年に、その方がいいというこで御提案になった制度であります。そうして全国的に危険をプールして行く、そうして経費等の節減をして行くというふうなことを参つたのであります。現在やりましてその方の制度が料率も低くて非常にいい、こういう工合に考えているわけでありま

す。

○東隆君 今の点農林大臣にも伺いた

○国務大臣(河野一郎君) 大体今提案者からお答えになりましたことと私も大体同意見でございます。御承知の通り制度の方の調査をいたしておるのがあります。経費等の關係から十分にこれが所期の目的を達成して参ることができずにおりますことはなほ遺憾でございますが、何にいたしまして、十分な調査資料を持つてするのでなければ、政府としてはなかなか手がつけかねるという状態になっておるわけでございます。かたがた御承知の通り、一般漁業共済につきましてはいろいろな角度から検討を加えなければならぬ課題も残つておるようなわけでございます。これらをにらみ合せて私は漁業についても考えなければならぬまいというふうなことは私の私見でございます。いろいろいふのであります。しかし、さればと申して、今日の

ままた調査費用も少く、いたずらに日
を経てよろしいかというのではない
と思ひますので、私はこれら一般農
業、漁業、ことに漁業につきまして
は、今もお話のありました通り、この
協同組合そのものについても私は多少
の意見を持っていますわけであり
ます。現行の漁業協同組合制度がこ
のままでは、大いに検討を要する、た
とて申しますれば、今の地域的な協同組
合というものは妥当であるかどうか、
漁業者それ自身の中に、組合員それ自
身の中に利害相反する者が同一の組合
員として入っているわけにならないと
いうようなこと等につきましても、大
いに検討の余地があるのではないかと
思ひます。その組合がまた他の事業を共同し
てやるといふようなことになりま
す。そこにも問題が起る可能性があるの
ではないかと、かといふようなことなど
について考えますと、抜本的にこの
漁業協同組合そのものについても、
従来の運用の経緯にかんがみまして、
ここで一つ考え直さなければならぬ時
期がきているのではないかと、政府とい
ふような問題もありますので、政府とい
たしましてはこれらについて慎重検討
を加えまして、すみやかに御期待に沿
うようにする必要があります。かといふ
に考えているわけでありま

【速記中止】
○委員長(江田三郎君) 速記を始めて
下さい。
○東隆君 先ほど農林大臣とそれから
提案者の御答弁は同じ内容であります
が、私は漁村の実態その他から考え

て、家屋共済も非常に危険性がある。
これは集団しておりますから非常に危
険性があります。生命共済はベストだ
とか何とか伝染病がはやらない以上、
これは割合いいと思ひますが、家屋共
済といふものは非常に危険性がある。
それから、この漁業協同組合が本来
ならば漁業災害補償法みたいなもの
によってやるべきところの仕事を、非
常にいい組合を選んで、そうしてそれ
にやらせるといふことになりま

【委員長退席、理事白波瀬米吉君
着席】
それで、これはどうしても損害補償法
のようなのを作った上で、そうして
その上でおやりにならないと、一べん
つぶれてしまつて、そうしてつづ
な漁業協同組合があがきつなくな
るようなことになるおそれがある。こ
れは私も実は協同組合で家屋共済の
仕事をずっと以前にやつたことがある
し、それから農業保険組合でもって家
屋共済の仕事をやつたこともあるし、
そういう経験を十分に持っている、北
海道では、そうしてこれを二つに分け
る、そうして共済組合とそれから農業
協同組合でこれを分けてやる、そうい
う実はずっと前からの経験を持ってお
りまして、そうしてその上でこれを
やつた仕事でありますから、私も明
らかにこれを分離して、その場合に
農業災害補償法でもってやるものに相
当する部分ですね、それを漁業協同組
合でおやりになると、これはもう非常
に危険があつて、そうしてせつかくこ

れならばいい、こゝろいのでお運びに
なつた組合がひどい目にあり。それか
らやはり先ほどのように漁業協同組合
も私はいろいろな種類があるところ申
しておきますけれども、私はやはり沿
岸漁業を中心にしたものを本体にし
て、あとの底びきであるとか、その他
いろいろの沖合だとかさういふのはこ
れは特殊の漁業協同組合であつて、こ
れはわれわれがいわゆる単協と稱して
いるものじゃないのです、全漁連の母
体になるところの協同組合じゃないわ
けです。だからさういふ協同組合を中
心にして考えて行く。それからその協
同組合の区域をもつて沿岸の漁民を強
制加入させてやつて行く、沿岸漁業を
中心にして考えて行く、さうするとお
のずから漁網であるとかその他のい
ろな範囲が限定されますし、従つて漁
獲の方面も私ははつきりして参ると思
う。そこで初めて漁業災害補償法とい
うようなものによるところの対象が決
定してくる。それを非常に漁業の種類
が多いからといふようなことでおそれ
を抱いてしまつては、これは問題にな
らぬ。これを機会に、漁業協同組合法
の改正によつてなすところのものは、
私は家屋共済、あるいは生命共済、こ
ういふものに限られていて、こゝろい
線をお引きになつて背水の陣を敷い
て、漁業災害補償法といふようなもの
を極力進めて行く、こゝろい考えの方
が私は将来に禍根を残さないで立派
に成長をする方向だ、こゝろいふうに
考えるわけでありま

【衆議院議員(鈴木善幸君) 前段の建
物共済について問題でございますが
物共済に、これは東さんの御指摘になりま
す、これは東さんの御指摘になりま
す、こゝろい十分勘案をいたしまして、

実行の面におきまして契約額の最高限
度を設けてやつて参つておるようで
あります。漁業組合の建物につきまし
ては最高二百万円、それから組合員の建
物につきましては、最初五万円から出
発をいたしまして現在六十万円、こゝ
ろいことで最高限度をきめまして、大
きな何千万もの保険にかつたものが
大災にあつたりすることによつて一挙
に大きな支払いをせにやいかぬとい
うような危険を防止しながら限度をき
めてやつて参つておるわけでありま
す。しかも全国を地区とした共済会一本
でやつております関係で、十分危険の分
散といひますか、調節が取れておりま
す。昨年の北海道の岩内における集
団的なあつた災害の際におきまして
も、この加入者は迷惑がからぬよ
うに支払いもできております。また特別
積立金等の制度も設けておりました。
通念上考えられる損失のほかに、特別
な大災害がありまして場合はさうい
う特別積立金から支払い得るというよ
うな準備もいたしてやつておるよう
なことであります。

それから後段の漁業共済に關しまし
ては、東さんと御趣旨は私は全然、先
ほど来申し上げております通り、同感
であります。これは政府が本来やる
べき仕事である、こゝろい考えておるわけ
であります。ただ東さんと私の若干見
方を異にしております点は、率直に申
し上げますならば、漁業の種類を選別
して沿岸漁業と沖合漁業と区分する
かといふ行き方は、あるいは逆選択にな
るおそれがあるのではないかと、こゝろい
も、十分調査をして見る必要がありま
せぬか。日本の漁業を見ております
と、毎年の総漁獲高につきましては大

体十二億五千万貫程度でバランスが取
れておるのであります。しかしこれ
をさらに分析して参りますと、沿岸漁
業が非常に不漁であつて、それに反し
て沖合遠洋漁業が相当の漁獲を擧げて
おるといふ年もございます。また暖
流、寒流の消長の関係で、寒流での魚
が非常に不漁である場合、暖流での魚
が好漁であるという場合に、国全体の
漁業としては保険の基礎である漁獲
の総体としての安定は一応見られるの
であります。個々の漁業につきまし
ては非常に不安定である、これが漁業
の実態であります。さういふような関
係で私も全漁業を網羅した漁業共
済事業、こゝろいものがあつて保険
としての要件を備えておるのではない
かといふ見方をいたしておるのではな
い。これは見方の相違でありまして、
実態は今後調査いたしまして、積
み重ねて参りま

【速記中止】
○委員長(江田三郎君) 速記をつけ
て。
本法律案は本日をもつて質疑を終
り。次回の委員会において直ちに討論
採決を行いたいと思ひますが、御異議
ございませんか。
【異議なしと稱する者あり】
○委員長(江田三郎君) それではさ
うに取り計ります。

御質疑がありましたらお願いいたします。

なお、本日は後ほど農林大臣及び大蔵省の原主計局長も見えらるることに
なっておりますから、その点も含みの
上御質疑を願います。

ちよつと私質問したいのですが、こ
れは年度の修正によりまして、
公庫に対する金の出場が違つてきてい
るわけで、従つて資金の原価というも
のが相当違つてくると思う。でその始
末をどうするのか。資料によりまして
と、償却積立金を減らしたことで損益
なしという合せ方をしておられるよう
ですが、そういうようなことで公庫の
運営が健全にできるのかどうか、今ま
で償却積立金というものは、どのくら
いずつとつて残してきておられるのか、ま
たそれがどういふように実際に使われ
たのか、そういう点とあわせてその点
御説明願ひたいと思います。

○説明員(和田正明君) 償却積立金と
申しますのは、御承知のように滞りが
生じました場合に、その滞りによる損
失を補填をいたしますために、常時あ
る程度事業運営の余裕金を積み立てて
参るといふ建前でございます。で、本
年度は、そこにすでに資料としてお配り
をいたしましたような比率で積み立て
をいたす予定で予算計画をいたしたの
でございますが、予算案が修正になり
ましたので、予算計画として積み立て
る予定金額を、資料でお配りしました
ような比率に下げて行くという建前で
ございます。で、制度的には七〇程度
までは積み立てをして、もしそれ以上
に事業上の余裕が残れば、これは国庫
に納付をするという建前にいたしてお
るわけですが、従前の比率はやは

はり修正後ぐらいの数字でございまし
て、本年度特にその比率を上げました
めに、〇・七五というふうな予算計画
をいたしたのでありますが、なお長期
資金の關係でまだ滞りという形までは
参つておりませんので、今までのこの
償却を引き上げた例はございません。

○委員長(江田三郎君) そこで本年
〇・七五というものを最初はお考へて
おられたのですが、どうして今までのよ
りも高い〇・七五というものを本年
考へられたのか、今までの〇・一八、
今度の修正予算と同じ程度のものだと
いうことなら、何かそれだけ聞くとい
うと、〇・一八でいいのだというよう
に聞えますけれども、私は政府提出
案の場合も〇・七五としてやられたの
は、理由なしにやられたことじゃない
と思ひます。これはどうもや
ましい大蔵省がこんな理由なしに〇・
七五というふうなことを最初計したは
ずはないように思ひますが、
どういふわけですか、〇・七五にしたのか、
その点はどうか。

○説明員(和田正明君) それは各銀行
その他でもこのくらの比率で積み立
てて行くのが過去の実際の金融業務の
上で一応常識化しておりました。従前
も積み立て得るものならば、この程度
を積み立てて参りたいという考へ方で
ございまして、過去二年間につきまし
ては、貸付の数字も少い。従つて資金
運用部資金に払ひまする利子とか、そ
れからいろいろな管理に要する諸経費
とそれから貸付者から支払われまする
利息との關係で、この程度の数字にし
か今までの実績がならなかつたわけ
でございます。本年当初計画のような政
府出資であれば、まあ一般の市中の金

融機関においても考へられ得る程度
のものが積み立てられるであらう。
で、またそういう程度のものを積み立
てて行くのが金融機関としては健全だ
という考へ方で、そういう用意をした
のでございまして、御承知のようない
きさつで、それだけを積み立てることが
はできかねる、こういうことでござい
ます。

○委員長(江田三郎君) 今までの貸し
出しの総額に対して償却積立金が今ま
で幾らになつておりますか。さらに本
年度のものを貸し出した場合に、総額
において幾らになりますか。その点ど
うですか。

○説明員(和田正明君) 今ちよつと資
料を手元に持ちませんので、後ほど表
にいたしまして提出いたします。

○委員長(江田三郎君) それではもう
一つお尋ねしておきますが、あなた方
の方では、市中銀行等一般の金融機関
等とにらみ合せれば、本年の融資額で
行くと、〇・七五ぐらいを適當とす
るが、それが〇・一八になつたとい
うことは、公庫の経営を必ずしも健全
ならしめるものでない、大へんな違ひ
ですから。そういう御認識を持たれて
おるわけですか。

○政府委員(大坪藤市君) ただいま金
融課長から申し上げましたように、大
体〇・七五見当のものを積み立てて参
りますれば、公庫といたしましては、い
わゆる健全経営と申しますか、普通
の金融機関並みのペースになるわけ
であります。ただ本年は御承知のよう
な事情で、従前並み程度の積み立てし
か余裕がないのでございまして、来
年度からこの点につきましてぜひ従前
並みに……従前並みと申しますか、七

〇程度を積み立て得るよう努力して
参りたい、かように考へております。

○委員長(江田三郎君) もう一ぺんお
尋ねしておきますが、来年度からは
〇・七五程度積み立てるようにした
い、こゝろ言われましたところで、資金
源がどこから出てくるかということ
で、そう簡単には行かぬわけではな
い、それでは一体来年度からは〇・七五
程度積み立て得るような資金源でや
つて行くと、こゝろのことなんですか。

それともかりに本年度のように政府投
資が少なくて、資金運用部等からのが多
いといふことになる、健全ならしめ
るためには、資金運用の利回りを上げ
て健全経営に持つて行く、こゝろいふこ
となんですか。その点はどちらなん
ですか。

○政府委員(大坪藤市君) 農林漁業資
金のこの公庫の建前といたしましては、
農林に必要資金につきまして、
長期でかつ低利であるといふことを建
前といたしておりましたので、私どもと
いたしましては貸し出しの利回りとし
ますと、利率は少くとも現行程度に
これをとどめたいと思ひます。こゝろ
を従ひまして結局さういふような運
用をいたします場合には、どうして
もいわゆる預金部資金から借りる金額
を少くいたしまして、政府資金の出資
額を増額していただきますか、ある
いは利子補給という措置を講じます
か、あるいはまた運用部資金の利率自
体につきまして特別の措置を講じても
らいますとか、おそれる考へ得る方法
は三つしかないと思ひますのでありま
して、これらの点につきまして今後は一
つできるだけ政府資金の額の割合
を多くすることに努力したい、かよ

うに考へるのでありまして、いわゆる
利回り自体と申しますか、貸出金の
利率自体につきましては、少くとも現
行程度にとどめたい、かように考へて
おります。

○委員長(江田三郎君) もう一点だけ
聞いておきますが、しからは来年度に
おいて政府出資をふやしてもらうか、
あるいは資金運用部からきた場合に、
それについて特別な利率というもので
考へてもらうかといふことを言われま
したが、それなら本年度〇・七五を予
想しているところを〇・一八になつた
のですから、非常な違いなんです。本
年度の資金運用部借入金百九十五億
について利率を低下してもらうといふ
ような交渉をされたことがございま
すか。

○政府委員(大坪藤市君) 現在までの
ところ、さういふような措置につしま
して交渉したものはございませ
ん。今後はその面につきまして検討し
て参りまして、交渉したい、かよう
に考へております。

○委員長(江田三郎君) 来年度からは
こゝろのことなら、下げてもらわなけ
ればならぬというのなら、本年度でも
百九十五億について當然さういふこと
をやるべきじゃないでしょうか。二百
六十億の中ではほとんど、資金運用部借
入金が百九十五億になつてゐる。それ
を来年度からもしこゝろのことなら、利
率の低下について交渉するといふのな
ら、今年も当然このことはやるべきこ
とであつて、あなた方自身が御覧に
なつても〇・七五を〇・一八にしたの
は経営内容を健全ならしめておるの
ですから、今からでもこの交渉をなさ
る御意思はありませんか。

○政府委員(大坪藤市君) 現在の計画

は一応計画いたしましたのが中途で予算自体におきまして変更になつたわけでありまして、それに基くいゆる政府の財政資金全体も相当大幅に中途で変更になつたような関係になつておるのであります。従いましていろいろ資金運用部関係におきましても年度計画自体を編成してあると思うのであります。これらに点につきましては相当困難ではないかと、かように考えるわけでありまして、しかしながら私どももいたしまして一応農林漁業金融公庫のいわゆる財政の健全化をはかるという意味においては、さういふようなことができるだけ資金運用部資金の利率の低下ということを期待したいと思ふのでありますから、交渉して参りたい、かように考えております。

○委員長(江田三郎君) ほかに御質問

ございせんか。

○飯島連次郎君 三十二条のことについてちよつとごまかな計数の問題であります。今度の改正で公庫が引き継ぎとしておる日本開発銀行とそれから米国の対日援助見返り資金特別会計からする承継した債権、これらの内容とそれから利率、特にこれについては不良債権等は除いてあるのかどうか、それらの点をまず第一に。

○説明員(和田正明君) 見返り資金特別会計が貸付をいたしまして、それを開発銀行が承継をいたし、さらに公庫が引き継ぎをいたしましたものが百八十三件で五億七百二十九万七千円、それから復興金融公庫が行いました貸付にかかわる債権で、開発銀行が引き継ぎ、さらに公庫が承継いたしましたものが十六億二千九百三十七万七千円

で、六百九十六件、それから開発銀行がみずから行いました貸付で、それを公庫が承継をいたしましたものが四億九百八十九万四千円、五十五件ございまして、そのうち、今日までに返済をされましたものを差し引きまして、今回承継をいたしたものは、二十一億一千九百四十六万六千円でございます。これに伴いまして開発銀行自身が滞りがちな場合に引き当てをいたしまして、ために積み立てましたものも、この改正法の付則にございまして、公庫に引き継ぎを受けることになっておるわけでありまして、従つてもう必ず返つてこないといふようなものまで除いてあるかどうかという御質問でございますが、未償還になつております金額全部について引き継ぎを行ひ、さういふわけでございます。

○飯島連次郎君 今の金額の返済の差し引き残高が二十一億一千九百四十

ことでしたが、それは日本開発銀行になつてからの貸付にかかわる債権ですか。それ以前の復興金融公庫や見返り資金関係の債権で、あれは不良債権に属するかどうかわかりませんか。

○説明員(和田正明君) 今開発銀行がローバーのものは四億九百四十万円で、見返り資金特別会計の貸付が五億七百二十九万七千円、それから復興金融公庫の分が十六億二千九百三十七万円でございまして、二十一億一千九百四十六万六千円という今度資本増の形になりますものは、見返り資金、復興金融公庫、開銀すべてを通して現在未償還になつておるものの総額であります。

○東隆君 委員長に私は伺いたいのですけれども、どういたしますか、自作

農維持創設資金融通法案に、関連した項目が、同名の法律によつて入つておるわけですね、公庫法の改正に関連して、この自作農維持創設資金融通法案に関連して、農地担保金融の問題が起

きてくる。それから小作料の問題が起きてくる。いろいろな問題が関連してくるわけですね。それで、それをどういうふうにお扱いになりますか。

○委員長(江田三郎君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記をつけ

て、政府の方から御答弁を願います。

○政府委員(大坪藤市君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案とい

たしましては、先ほど来より御審議が

ありますように、十億の出資金を増加いたしまして、それから農家の個人施設につきました公庫の能力を

ふやしますこと、もう一つは日本開発銀行の出資金を産業投資特別会計の出資に振りかえるという三点であるのであります。いわゆる自作農維持創設資金融通法案とは、これは法律体系としては全く別の体系をなしておるのであります。御質問の点は、自作農維持創設資金融通法案におきまして、農

林漁業金融公庫が、その第二条におきまして、いわゆる農地担保金融のため

に一定の貸し出しができる条を第二条以下においてそれぞれ改正いたして

いるのでございまして、これは自作農創設特別措置法がさういふ金を貸す場合、農林中央金庫法の一部を改正するとこの形をとつておりました、それとこれとはちよつと別の形になつて

いるわけでありまして、御了承願います。

○東隆君 私はそれは十分に承知をいたしてはいるわけですが、結局配付になつたところではこの三十年度の農林漁業金融公庫の原資金の構成調べるいは貸付実績及び計画表、それから農林漁業金融公庫貸付計画、これはもちろん自作農維持創設のための資金、あるいはこれは農地担保金が増えられていたわけですね。従つて審議をするに当たつて、そつちの方面もやはり関連をいたしますので、それで委員長にその関係はどういうふうにお扱いますかと、こ

う聞いたわけですね。

○委員長(江田三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記をつけ

て。

○森八三三君 今回の農林漁業金融公庫法の改正に関連いたしまして、農林大臣にお伺いいたしますが、さきに千田委員からも御質疑があつたと思ひます。それはこの業務範囲を拡張いたしまして、従来共同施設の資金をのみ扱つておりましたものをさらに同様の内容のものについて個人をも対象にして貸し出しをするということでありまして、きわめて時宜に適することと思ひます。が、その貸し出しの方法は、農業協同組合なり漁業協同組合を通じて貸し出しをするのでしょうか、それ

ぞれの協同組合が貸付をする場合にその資金を貸すということでありまして、そこで、その主体となるべき農業協同組合なり、漁業協同組合がしっかりとおりませんといふと、組合員がいかに情熱を込めてこの政府の施策にあず

かろうといひたしまして主体である協同組合がしっかりとおりませんといふと、事実上公庫はさういふ不安定な協同組合を対象にして融資をするといふことは困難になると思ひます。自然、政府の企図されておる、われわれも賛成することが、実際には進まないという結果が生ずると思ひるのであります。そこで協同組合の強化育成といふことをどう考えるかというお話があつた。これに対して大臣はしごくもつともなことであるので、さういふような事態の起りませんように十分協同組合の強化育成に力を注ぎたいといふような趣旨の御答弁であつたと思ひます。そこで伺ひたいことは、さういふようなことのために、かねて協同組合の再建整備といふことが政府でも考

えられまして進められておるのであります。たまたま昭和二十九年六月三十日に農林漁業協同組合連合会整備促進法の一部を改正するといふことが行なわれました。そのときに同法の第十九条を改正いたしまして、第十七条の農業協同組合及び漁業協同組合連合会、前条又は金融機関再建整備法第三十七条の三第一項の規定により調整勘定を閉鎖する場合において、その閉鎖の際の調整勘定に利益金の残額があるときは、命令の定めるところにより、これを国庫に納付しなければならない。第二項に「国は、前項の規定による納付金の額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この法律又は農林漁業組合再建整備法に基く整備又は再建整備を行つてはいる農業協同組合又は漁業協同組合連合会の整備又は再建整備を促進するための経費に充当しなければならぬ。」といふ明文が設けられたのであります。

これに関連いたしましたして本院は付帯決議を付しております。その付帯決議の第二項に「政府において、本法第十九条第一項の規定による納付金に伴う予算を編成するに当つては、再建整備又は整備を促進するため既に実施せられてゐる助成事項以外の事項の実施を對象となし、從來における促進のための経費の肩替り或は行政庁の事務人件費等に充てるがよりなことを絶対に避けること」という付帯決議がつけられて、政府はこゝの趣旨に取り組んで善処をいたしますと云ふ御発言もあつたように記憶をいたしておるの

であります。ところがこの改正に伴ひまして、昭和二十九年年度中に調整勘定のいわゆる法律に言ひ利益に相当する金額が六億一千数百万円政府に納付をせられたのであります。われわれはこの法律の趣旨及び付帯決議を政府が尊重するといふ限りにおいては、昭和三十年度の予算の編成に当りましては、この六億一千百万円というものは、当然法律第十九条に基きまして協同組合の再建整備のために予算化されるべきものである。もしこれが予算化されないとするならば、それはまさに法律を無視し、院の付帯決議を軽視するといふ結果になるものであるといふように、極端に申しますれば法律違反行為であるといふようにも言えるかと考えておるのであります。ところが遺憾ながら昭和三十年度予算には、そのことが具現をいたしておりません。わずかに一億数千万円だけが処理をされまして、五億一千百万円というものはそのままに相なつておるのであります。これに對してどういふように解決を進められん

としてゐるのか、このことをまずお伺いをいたします。

○國務大臣(河野一郎君) 御指摘の通りでございます。はなはだ遺憾に考へておりますが、後年度におきまして御期待に沿うように善処して参りたいと考えておるのであります。

○森八三君 先般の委員会で政務次官にお伺いをいたしましたその時にも、政務次官は財政上の都合によつて本年度は予算化することができませんでしたが、この次の補正なりあるいは三十一年度の予算なりには、当然法律の趣旨、付帯決議に基きまして予算化するといふことを述べられたのであります。ところが、財務司の大蔵省は一体この問題をどういふようにお扱いになつておるか、少くとも私は本年度の予算編成に當りましては、当然農林省は六億一千百万円を法律の規定に基いて処理をするような案を立てて協議をしたことと想像をいたしております。それが国全体の財政の都合によつて後年度に繰り延べられたのであります。ただ文章には、その納付した翌年度の予算に計上しなければならぬといふようにはつきりいたしておりません。いたしておりませんから、それを適当に解釈をして、いずれかのときに予算化するのだといふふうにおつしやるかもしれません。少くともこの十九条の規定なり付帯決議といふものは、納付いたしましたその次にくるべき補正なりあるいは本年予算なりに予算化すべきであるといふことを意味しておるのであります。法律の形に現れておることだけを考へておられて、その精神をくみ取つておられぬといふことは非常に遺憾に思つておりますが、大蔵当

局はどういふふうにお考へになるのか、今農林大臣のお話のように、次の予算補正の機会あるいは昭和三十一年度の本予算には必ずこの法律の趣旨を具現するといふようにお考へになつてゐるのかどうか、その点を明確に財務当局の立場から御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 事柄を事實論と法律論との二段に分けて申し上げたいと思ひます。

まず第一の事實論であります。昨年この整備促進法の十九条に、この規定をお入れにならうという際に、私も強く反対申し上げました。その理由は、いわゆる特定の歳入をもつて特定の歳出に充てるといふこの目的税ないし目的収入といふものは、財政上好まないと云ふことがあります。ほかに、国に對して債務を持つておる者がその債務を返す、返すが、返した金はおれによこせといふ立法は、どうも非常に困る、こゝういふような立法が行われるようになりますれば、おそろく国とこの國民との間の債務の關係の処理についてきわめて思ひにくいことが起ると思つて反対をしたのであります。その反対のさらに事實を裏づけるものとして、戦後の企業再建の整備といふものは御記憶の通り、あゝいふ次第で国も相當な補償を出して再建整備をいたしました。農業会には二十九億程度の補償金が出ておるはずでございます。その他にもいろいろ補償金が出て、そしてこれはとりあへず補償をして、一応つじつまが合うような勘定にするが、資産等が残つて、それが後刻値上りしたといふような場合には返すんですよといふことになつておるま

すのが、調整勘定の利益の問題なんでありまして、債務者が調整勘定に利益が出ました場合には、歳入に納めておるわけでありまして、従ひましてそれをおれに戻せといふのは、むしろ私どもで言ひますれば、そつといつたやうなことをされずに、この予算の修正自体あるいはその歳出自体に対してこの御要求なりあるいは申請されるということで行くべきではなからうか、債務者が自分の債務を払うが、その金はもう一度おれによこせといふことは、私も将来の国の債權の管理の上から言ひまして、きわめて悪い例だと思ひます。あけすけに申しますが、この法律の条文は非常に私どももそつといふ意味で批判的に見ております。それが第一であります。當時いろいろ経緯がございまして、私もその経緯の中にありましたが、ただいまお話のやうな法律自体、あるいは付帯決議について政府がどうやって行くかといふことについて政府としての義理があるかと思ひます。が、事實的にそつと思ふといふのが第一段の大きな異論でございます。

そこで第二段としてありますが、法律論であります。この法律の第十九条第二項では、「国は、前項の規定による納付金の額に相當する金額を、予算の定めるところにより、この法律又は農林漁業組合再建整備法に基く整備又は再建整備を行つてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会の整備又は再建整備を促進するための経費に充當しなければならぬ」といふことであります。この法律の規定が、ただいまの整備促進では、二十数億の金が必要。再建整備ではすでに三十億程度必要があつたわけでありまして、

そつといふ金が、この第二項の規定の再建整備を促進するための経費でないとは私どもは説かないと思ひます。で、この付帯決議で御趣旨は何つておりますけれども、法律上はむしろそれが一番本筋の経費じゃないかとわれわれは思ひます。実はいろいろ整備促進について具体的な事例がいろいろ出て参つておりますが、私もあまりそつといふ経験が少なくて、いろいろ協同組合あるいは連合会の実態といふことをよく知りません。ですが、よく出て参ります例で非常に驚くやうな例がございまして。これはやはりまあ口が少しすべつて恐縮であります。が、そつといふものにこつといふ二十億、三十億といふのが何度も要するといふやうなことになるので、財政苦しい折柄、御要望は十分わかりますので、私もその整備促進の二十何億といふ金を出せば、それで済むのだといふことをあえて言ひ切るつもりもありませんけれども、全然あれは別でもらうので、別にだせといふお話になります。と、法律論としてその必要はない、法律はそこまで命令しておらぬといふふうにも私も考へております。決議でそつといふ御要望があつたといふことは十分承知しておりますが、私も第一段の事實論から考へまして、かつ財政が非常に苦しいことは御承知の通りであります。そして今一回いふわけの外としてこのやうな形でつけました経費、奨學基金の造成に対する補助七千万、それから養蚕農業協同組合の保証基金三千万といふやうな経費は、実はそつといふお気持があることをくんで、普通ならばとても奨學費を出すといふのじやなくて、それが利息で出てくるものと、歳出で出すといふことは非常

に遺憾に思つておりますが、大蔵当

な異例なものであります。農林当局ともいろいろそういうようなことで御相談申し上げて、せっかくの御要望があるからというので出したわけであります。御要望はよくわかつているのであります。が、財政の非常につらい折柄でもありますが、また実質論をあけすけに申し上げるのは大変失礼かと思いますが、私も今国の歳入歳出のほかに、債権がいろいろございます。この関係が非常なおおざりになっているというふうなことをいろいろ言われて、債権管理の法体系というふうなものも作りたいと考えております際に、まあこういう例が出て、実に非常に遺憾に思っておりますので、あるいは考え過ぎ、または申し過ぎがあるかも知れませんが、そういう気持ちでやっておりますので、一つなお財政全般のその将来の姿というふうなことを考えて、御希望の御趣旨はできるだけことにいたしましたけれども、どうか完全にとにかくことは、少し弾力性を持ってお考えをいただきたい、これはお願いでございます。

いやしくも国会が議決したその議決の精神を、当初反対した精神が今なお残っているとおっしゃることは、どうしても私は了解できません。これは事實に取り消しをいただきたい。もしそうであるとすれば、われわれはさらに次の手段を講じなければならぬと思うのではありませんが、少くともこの十九条のある。その後反対があらうとも、国会が議決をした限りは、これは国民の意思として事務当局に忠実にこれを守って行くべき私は責任があると思うのであります。それに対して国家財政がどうだ、こうだということで、その院議が無視されるということとは、これは許しがたい問題だろうと思つてあります。そこで再建整備のために二十数億を使っているのだから、予算は組んであるじゃないか、これは三百代言的私は答弁だと思つてます。少くともこの精神は別建てでやるということをはつきり言っているのであります。ただ昭和二十六年からですか、再建整備法ができて、自來年々七億なり八億なりを予算化しており、昭和三十年年度にもその継続予算はあります。あるからやつておるのじゃないか、こういふようなことをおっしゃっているが、これはまさに法律の明文がそういふふうにもとれるということに藉口して、財務当局としてはまさに三百代言的な表現であると思う。少くともこの付帯決議がついておる趣旨というものはそういうものではない。その当時、政府当局はその趣旨をくんで十分善処します

といふことを約束されておる。その約束を今なお履行されようとはしない。まさに私は院議を無視するといふことであらうと思いますが、それでもなおかつ今おっしゃる答弁は繰り返されまじうすかどうか、もう一ぺん伺いたいと思います。

○政府委員(原純夫君)　大へん院議を無視すると言われて恐縮なのであります。御決議とこの法律の条文とは若干違ひるのでございます。それでですから、私ども一度議論して、まあ法律がきまり、決議があつたとおっしゃるわけですが、その議論を今回もう一度申し上げる——申し上げたいのです。これは非常に重大な点だから面を冒して申し上げたいのです。その私の議論が間違つておるといふことでおっしゃるなら、私は取り消さなければいかぬかとも思います。私が、私は非常に強くそう思います。ので、しかも決議と法律条文とはだいぶ隔たりがあるということをおもいます。もう一度お考えを願へぬかという気持ちなのでございます。ぜひお願いいたします。

瞬間に財務当局としては反対であったから、今なおその反対の趣旨を貫ぬかんとする態度をとる。しかも法律の明文にはその相当額を来年度の予算に組むべしと書いてあるから、それで、趣旨と申しまするか、法律の明文には抵牾しないというふうにおっしゃられるのは、まさに、私は繰り返して申し上げますが、三百代言的な答弁である。少くとも付帯決議の趣旨を了解してするという限りにおいては、昭和三十年年度の予算に当然計上するべきなのだ。そこで私はそのことを非常に遺憾とは思いますが、すでに過ぎ去ったことでありますので、次の機会には予算化する、あるいは三十一年度の本予算に予算化する、農林大臣は努めてそういう方向に善処したい、こういうことを言っておられるのであります。そのときに、大蔵事務当局が院議を無視して、なおかつ第二項の文字の上に表われたことだけを解釈して、付帯決議なり、その当時の委員会を通じて論議をされた、その論議の精神というものを無視して行動をとるということは、私

は非常に遺憾であります。これでもなおかつ再考の余地はございませんか。

○国務大臣（河野一郎君） ただいまの御趣旨全くごまごまといふまいとして、

大蔵事務当局から今意見を述べましたが、これは一つ意見としてお聞き流し

ましては、今私がお答え申し上げました精神によりまして、近き将来に善処するということを御了解願つて、この問題については御了承いただきたいと思ひます。

○森八三一君　まあ事務当局の御説明はともかくといたしまして、責任のあ

る大臣からはっきりした政府としての所僧を表明されましたので、私はこれ以上この問題を追及しようとは思いません。少くとも、現政府は院議を尊重して民主的なルールに従って事を運ぶということを経理もしばしば口をきわめておっしゃっておるのであります。

この決議、この法律というものが受当でないといたしますならば、これはやっぱり法律改正の手續をとるべきであつて、その法律をそのままにし、そ

の決議をそのままにしておいて、そうしてなおかつその措置が講ぜられぬといふことは、少くとも政府の御意思とは反すると思ひますので、ただいま

言明の通り、次の補正の機会なり、あるいは少くとも三十一年度の本予算にはこれが実現されますということ
を、ただいま大臣は表現されたという

ように私は理解をいたしますので、そういう措置を強く要望いたします。

○清澤俊英君　ただいま森さんの痛烈な御質問に対して農林大臣は自分の責

任において善処する、こう御発言がありました、その根拠は森さんが言われる通り、民主的に、委員会等の決議を重んじて今の御発言があったものだ

○国務大臣（河野一郎君） 間違いない
と思います。それが間違いないといま
せんか。

○委員長（江田三郎君） それではちよつと議題を変更いたしましたして、本日
の日程になっております中央卸売市

場の件を議題にいたします。

○千田正君　その前に、ただいまの原次長の言葉は私は非常に不穩当だと思う。今あなたがお呼びになった原次長は、

大蔵省を代表して説明になったのですか、どうですか、はっきりしていただきたい。

○委員長(江田三郎君) その問題については、今農林大臣からお答えがありまして、事務当局の原次長として個人的にはいろいろお考えがありまして、政府としてはただいま農林大臣の言明が統一した見解だ、こういう説明でありましたから、それで御了承願って議事を進行したいと思ひます。

中央卸売市場の件を議題といたします。

○田中啓一君 幸い農林大臣御臨席でございますから、中央卸売市場の問題につきましても、農林大臣にお伺ひしたいと思ひます。

農林大臣は御就任以来農林水産物の流通面における改善ということに多大の関心を払っておられ、かつまたこの面には非常に御精通でございます。われわれ農林水産物の流通面の改善というものを常に念願をしております者にとりましては、非常に好機會であり、従つて政府と協力いたしまして十分の改善をはかりたい、かように思つております見地から実はお尋ねをするわけでありまして、中央卸売市場というものは、この法律ができてから、だいたい年限もたつております。大正十二年に制定された法律でございますから、相当古い法律でございます。今や多くの法律がみな口語体で書きかえられておるのに、これだけなお文語体でそのまま残つておる。実はこういうようなことでございますが、そこでこの中央卸売市場の改善に関しまして、農林大臣はさだめし御見解をお持ちで

あろう、構想をお持ちであらうと推察するのでございますが、この機会に御開陳を願へば幸ひに存じます。

○國務大臣(河野一郎君) 御承知の通り卸売市場の市場法は今お話しした通りでございます。この法律はたびたび改正をしなければならぬという声がありましたが、つい今日までに至つておるわけでございます。しかもこの法律の運用に當りまして、戦争の経済もしくは占領の経済というやうな中にあるので、市場の運用があらゆる変遷をいたしまして、それが今日に至つておるわけでございます。それらの角度からいたしまして私はこの機会に市場法を根本的に検討してみよう必要があるだらうというところを考えたわけではございませんけれども、今年度の予算にもこの調査研究をする委員会を置くたさいまして、これによつてすみやかに委員会を設置いたしましてあらゆる関係の権威の方々、経験の方々にお集まりをお願いして、根本的に御検討願つて次の機会に法案の改正をいたしたいと思つておるわけでありまして、それにつきましても考えられますことは、最近大阪の市場において起りました問題等もそれと関連して独禁法との関係、これらの関係をどういふふうにもつていくか、たとえば単数制と複数制の問題が出て参ると思つております。で、この単数制、複数制の問題にいたしましてはこれは所と場所によつて違ふのではなからうか、大市場と中小市場との間においても変化があるのじやなからうかというやうなこと等々も勘案いたしまして、一つ検討して大

方の意見の統一を待たした上でやつてみたいというふうに考えているわけでありまして、これは早急に一つその意見をお聞かせ願つて善処したい、こういうふうにご考慮願つておるのでございます。

○田中啓一君 大阪の問題が大臣の口から出ましてございまして、いわゆる卸売会社統合の問題でございまして、これはまあ言ふまでもなく、昨年、農林大臣御就任前でもございまして、十一月十六日に経済局長、水産庁長官連名の市場開設者あて通牒に基きまして、業者が自発的に行なつたというところでございまして、そこでその通牒を拝見いたしますと、今日市場は、市場設備の不備等の事情にもよるが、特にその主因をなすものとして、取引の中心たる卸売人の乱立を指摘し得る場合が多いので、過当競争というやうなこと、やがて市場取引の混乱というやうなことを招来している、そのために卸売人の整理統合を促進して取引機構の改善合理化をはかりたい、こういう趣旨の通牒を出していらつしやるわけでありまして、で、この御指摘はもちろんだいにかんがへておるだらうと思つてございまして、しかし今日市場設置の機能を十分に發揮しておらない、ことに青果物の生産者でありますところの農民に対して代金の支払いなどをしないで、できないで、多大の迷惑をかけておるものがあるというやうな実情であるのでございまして、それには中央卸売市場法を見ますと、卸売人には開設者に対して保証金を納めさせて、そしてその保証金のうちからそういうものは補償していくという制度が立つておるのでございまして、にもかかわらず、しばしば代金を払わ

ないというやうな事態が起きておるといふことを——まあこれは皆さんがごう言われる、その辺の監督というものはどう一体これまでなつておつたのであります。保証金というものを運用いたしますか、しまして、代金を払わしめたことがあるか、またその保証金を納める能力もないやうな会社には業務停止を命ぜられたことがあるのであります。その監督は一体從來どうなつておつたのでございまして、これは農林大臣でなくとも、経済局長がおいでですからそれからでもつけようでございます。

○國務大臣(河野一郎君) 御承知の通り、占領下におきまして物資不足の時代にあらゆる努力をして物資を都市に収集しなければいけないという建前で運用して参りました関係から、つい卸売人の監督がルーズになつておつたこと、これらを監督者が、いいて言へば使い過ぎてやつて来たというやうなことが、当然いふ早く是正されなければならぬものが、そのまま残つておつたというものが大阪市場においてその例が見られるというやうに私は思つております。で、この監督者自身が今地方庁にありますが、今申し上げたやうな因果関係がありますので十分に監督ができていなかったというやうな原因であらうと私は思つております。

なこともございまして、よほど慎重に検討を加えて、そして私といたしましては次の通常国会までにはぜひ結論を得て御審議を願う段取りにしなければならぬ、こういうふうに考えております。

○田中啓一君 今大臣はきわめて実質的な御答弁を下さいまして、大臣の御答弁についてはけっこうでございます。が、この卸売人の監督の権限は地方長官だけではない、明らかに農林大臣にも、主務大臣にもこの卸売市場法でございまして、不都合な場合には主務大臣みずから営業の停止等ができるわけでございます。ところが私の申したいことは、大臣も御承知のないくらいでありますので——いや、私も実はこれまでも知らなかつたのであります、決して責めるわけではございませんが、実はせつかくの監督規定がありながら眠つておつた、そしていきなり統合というところに通牒が持つていかれた、これはいささか本末転倒じゃないか、つまり統合してしまつても、まあ統合すればするほどいふゆる独占形態の性質を持つてくるわけでありまして、その後の監督は十分にしていられざるやうでありますけれども、今の監督ができればなおさら監督はできぬのじやないか。でございまして、どうも事務当局としてはいはろん知らぬわけではない、法律の条文は知つておられると私は思つておりますが、どうも自分らのやるべきことはたに上げておいて、そして人にあやれ、こうやれと、まあ、おまけに統合させる権限はないのです、ですからお勧めになつただけで、もつぱら自発的にやらしておつたが、その結果は公取が反

も協力するにやぶさかではありません。ありませんが、この去年の十一月の通牒と今度の六月十三日の声明と、この二つを考えると、当面の問題

○國務大臣（河野一郎君） 御趣旨の通りでございます。それについてどうお考えになるかをあらためてお伺いいたします。

り六月十三日に出生した。声明の趣に沿って今申し上げますように、来年根本的な案の立て直しをするまでは進めて参るといふつもりであります。

○委員長(江田三郎君) それではこの問題につきましては、ただいま農林大

改正案を作つて次の国会までには出す
ということと、さらに当面の事態につ
いても関係者の意見を徴して適當な措
置をとられるということで御了解願ひ
まして、この問題を打ち切りたいと思
ひます。

○森八三一君　ただいまの問題は委員長の御発言もありますのでこれ以上申し上げません。大臣の誠意ある臨機の処置を期待いたします。

そこでその次に別の問題で一つお伺いしたいのです。大臣は御就任以来農

林生産物の物価を適正に考えていく。それは必ずしも物価を上げることじやない。それはいいのです。そのためには肥料の価格を下げる、その負担についても同様の措置を講じたいということに鋭意御尽力を願つておる。きょう

の新聞には肥料も八百円を割るという
ような案が大臣の手にでき上りまし
て、近く審議会に諮問されるというよ
うな方向にありますことは非常に喜

んでおるのであります。ところがここにえさの問題です。大臣は御承知かどうか知りませんが、自動承認制で相当えさが入ってきけるのであります。その入ってきけるえさが、えさとして輸入されておるなら、それがえさではなくておるという事実が存在をいたしてあります。しかもそれが業者の段階で横流れをしたとか、あるいはえさの団体に入って横流れをしたというものではございません。もうすでに輸入するときにはつきりとアルコール等の酒精原料、醸造原料としてきちんとついで流れておるという事実が存在をいたしておるのであります。これを一体どうお考えになるのか、こういうことがこのまま存置していくといたしますれば、飼料需給安定法というものは全く空文であるということにもなります。大臣が始終おっしゃっておるように、えさの値段を下げ、そうして酪農業者も引き合ふように、そうして消費者もよくいくようにという考えとはおそろしく逆の方向をたどりつある、こういう現実をどうお考えになるのか、この点をお伺いいたします。

○国務大臣(河野一郎君) ただいま御指摘になっておりますのは、マニトバ小麦が主たるものと私は考えます。(マイロだ、マイロだと呼ぶ者あり)そこでマイロの方は政府は払い下げたものは実はあまりありません。あまりないのです。ところがここで申し上げておきたいと思ふことは、今御指摘になりますように、せっかく政府が入れたものを関係団体にこれを払い下げます場合に、法律に競争入札となつておりますので、競争入札の手続

をとらなければならぬ立場にあるわけでございます。そこで関係団体を指名いたしまして、しかるべき関係団体においてこれを実需によって適当に入札をするように実需を指導しておるのでございますが、従来の経緯を見ますと、なかなかそういうことになりませんで、しかもその結果が、競争に進むことをいたしますことがないままに、他の用途にそれが流れるようなことに相なりまして、はなはだ私は遺憾に考へておるのでございます。そこで先般関係局長に命令をいたしまして、自今この方法を取りやめることに私は命令をいたしました。そうして今後は今申し上げるように関係団体に払い下げますときに、これが決して他の用途に振り向けることのできないよう、飼料でなければ用途に向きませんように、必ず二種ないし三種配合の、たとえばカキ殻を混入いたしますとか、ないしはカーボンを入れるとか、ないしは魚粕を混入するといふような措置にすることまで政府が見届けをいたしましてその段階を条件として払い下げをするということに方法を変へることにはいたしましたのでござい

ます。それから、そういうことになりましたらば今御指摘になりますような、異常な競争をし、異常な高値で入札をするような事態は今後絶無になると私は考へておるのでございまして、そうしてそれらによつて粒状のえさの値段は相当下げて、御指摘になります飼料需給安定法の精神に沿つて政府が処置できるようなものも期待いたしておる次第でございます。

○森八三三君 今の大臣のお話、了解しましたが、現実の問題、どういふうに処理されますか。現にマイロは本年の七月十日入船しておるものがあるのです。これはえさとして入つておる、えさとして。それがここで一々名称は具体的に申し上げませんが、ある醸造業者に千五百トン、一千トン、二千トン、一千トン、一千三百トンというようにこれはもう筒抜けしてしまつておるのです。こういうことをほつておいて、そうして帳面上はえさとして入つておる。数量的に需給バランスがとれておる、こうおっしゃつてもそれだけの数字がひよつと横に抜けておれば、そこでも需給の数量的なバランスは破れる、破れるからいかに値段を下げようとしても値段は下らないのです。これを食い止めなければ、ただそろばん勘定だけでえさとして仕入れた、仕入れたといつて安心をしておつてもだめなんです。こういう事実をどうなさるのか。これは具体的に数字がありますので、こういう取引は禁止すると、えさとして入れたものはえさとして使わせるというのをこの際処置なさるといふ御決心がありますか。どうも入つたものは仕方がないといつて放置されるのかどうか、その点をはつきりしてもらいたい。

○国務大臣(河野一郎君) 実は為替を割当いたしましたのが、輸入商社に割当になりました。これが実需団体に為替の割当がないわけでございます。この点につきましてはいろいろ議論がございまして、実需団体に為替の割当をすべきであるといふことを私も一時強く主張いたしました。しかしまたそれにはそれで多少弊害もありまゝするの

で、実は今日輸入商社に為替の割当があるわけでございます。それから先に入りましたものが関税処置によつて、税関を通過すればこれがえさになるか、それが今申しますようにアルコール原料になるかというところまで

は従来見詰めていないところに欠点があるのだと思ふのでございます。ただいま御指摘になりましたことにつきましては、直ちにこれに對して適當な方策をとるように、將來をうけることのあるまいに十分に監督をいたしたいと思ひますが、何分為替割当を輸入商社にいたしますときに、それが今申しますように、これはトウモロコシの場合にも起つてくる例でございますが、從來それについてはあまり政府として強い干渉をいたしてない慣例になつておるものでございますから、つい見落しておりました、はなはだ遺憾でございますが、御注意のほど十分拝聴いたしました。今後これらについて十分何らかの方法で、もし注意をして聞かないという場合には為替の割当を輸入商社にはしないというよりなこともいたしました。十分監督を厳重にすることにいたしたいと思ひわけでございます。

○田中啓一君 関連しまして。農林大臣のお話の通りであります。政府買上上げ以前の話であります。要するに為替管理の盲点に乘じて、これはもう明らかにアルコールなり酒造会社が、サツマイモの値段が高いから、そこでマイロというものを、あるいはトウモロコシ等が幸いえさとしてAという為替の割当になつておるために、政府の方も十分目が光らぬといふところに乘じて相当計画的にやつておるものと思はれる。しかも入れたものをすぐアルコールに使つてしまふのもないの

ありますから、取り返しはきくものだと私は思ふのであります。しかしまあそれは今日法律上どうなりますか、私も確たる見通しはないのでありますから何とも申し上げられませんが、少くとも今後アルコール会社の原料として売られるものに一体Aの為替割当があるといふことはおかしいのでありますから、どうしてもこれは取り消すなり、將來はやめるなり何なり御善処を願ひなければならぬ、こう実は思ふのであります。

○委員長(江田三郎君) この問題は、ただ今入つて来ておるマイロの問題だけに止し、話に聞くと相当大量に入るといふことになりまして、これがアルコール原料になつていった場合にサツマイモの相場に影響するところが非常に大きいわけですから、農林省の方でも、一つの制度の盲点をついたかような行き方に対してはよほど慎重にやつていただかぬといふこと、このサツマイモの問題が大へん深刻なことになると思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) ただいまの点につきましては、先ほどもお答え申し上げたのでございますが、さつそく調査をいたしまして、この為替の処置をどういふふうにしたらばよろしいかといふことにつきまして、むろんこの御承知の通りにアルコール用としてのトウモロコシ、アルコール用としてのマイロというものをのくるめて為替の割当をしておるようには私は考へております。それが考え違ひであるならばさつそく私は勉強いたしまして今御指摘のような点について、一つは正するようには善処することを約束申し上げます。

○千田正君 一点だけ。これは農林大臣、特に真剣に考えていただきたいと思うのは、昨年の七月以来韓国でですね、日本の漁夫が二百七十六名拿捕留置されておる。そのうちの百名は未成年者であり、かつまた一方的な裁判によつて、刑期が終つたというので釈放された。釈放されたところが、最近に至つて日本の鳩山政府が北鮮側と非常に親密になりかかつておる、あるいはことし日ソ交渉、そういうふうに分分の方とは反対の側と一緒になりかかつておる。だからこの釈放した漁夫を再び、日本にすぐ帰すということはやれぬ、こういうので転々として刑務所から刑務所につながれつつある。非常な人道問題としまして留守家族は毎日のように陳情に来ておるわけです。これは外務省に対しまして、外務大臣に対しても、私は質問しておりますけれども、こういう問題を一日も早く解決してもらわなければならぬ。大臣は御承知の通り、韓国との問題に対しては、われわれは韓国のノリの問題、あるいはその他の問題において、漁民の犠牲のもとに幾多の、日本のいわゆる政策に対しては相当のあれをやつておるわけなんでありまして。にもかかわらず、一方においてはこうしたまことに人道にそむくような行き方をされておるということを、十分御承知であるなら、すみやかにこの問題を解決して、釈放された漁夫を帰してもらいたい。この問題をはずきり外務当局と折衝されまして、一日もすみやかに拿捕された漁船、あるいは漁夫の帰還をするような方法をとつていただきたい。この点だけをお願いしておきます。

○國務大臣(河野一郎君) 承知いたしました。さつそく外務大臣とよく話し合ひまして、善処いたします。

○委員長(江田三郎君) それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

七月十九日委員会に左の案件を付託された。

一、爾糸価格安定法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十五日)

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月六日)

昭和三十年七月二十六日印刷

昭和三十年七月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局